

令和 6 年 12 月 6 日

令和 6 年広島県議会 12 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

令和六年広島県議会十二月定例会議案目次（その二）

| | | | |
|--------|--|-------|-----|
| 県第八十三号 | 広島県宿泊税条例 | …………… | 一 |
| 県第八十四号 | 地方独立行政法人広島県立病院機構の重要な財産を定める条例 | …………… | 九 |
| 県第八十五号 | 地方独立行政法人広島県立病院機構への職員の引継ぎに関する条例 | …………… | 一一 |
| 県第八十六号 | 地方独立行政法人広島県立病院機構の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例 | …………… | 一三 |
| 県第八十七号 | 広島県宿泊税基金条例 | …………… | 一五 |
| 県第八十八号 | 地方独立行政法人広島県立病院機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例 | …………… | 一八 |
| 県第八十九号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | …………… | 二七 |
| 県第九十号 | 広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 | …………… | 四六 |
| 県第九十一号 | 修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 | …………… | 七八 |
| 県第九十二号 | 生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | …………… | 八一 |
| 県第九十三号 | 工事請負契約の締結について | …………… | 八三 |
| 県第九十四号 | 工事請負契約の締結について | …………… | 八五 |
| 県第九十五号 | 工事請負契約の締結について | …………… | 八七 |
| 県第九十六号 | 工事請負契約の締結について | …………… | 八九 |
| 県第九十七号 | 工事請負契約の変更について | …………… | 九一 |
| 県第九十八号 | 工事請負契約の変更について | …………… | 九三 |
| 県第九十九号 | 財産の取得について | …………… | 九五 |
| 県第 百 号 | 財産の取得について | …………… | 九七 |
| 県第百一号 | 権利の放棄について | …………… | 九九 |
| 県第百二号 | 公の施設の指定管理者の指定について | …………… | 一〇二 |
| 県第百三号 | 公の施設の指定管理者の指定について | …………… | 一〇四 |
| 県第百四号 | 公の施設の指定管理者の指定について | …………… | 一〇六 |
| 県第百五号 | 公の施設の指定管理者の指定について | …………… | 一〇八 |
| 県第百六号 | 公の施設の指定管理者の指定について | …………… | 一一〇 |
| 県第百七号 | 公の施設の指定管理者の指定について | …………… | 一一二 |
| 県第百八号 | 公の施設の指定管理者の指定について | …………… | 一一四 |

| | | |
|--------|---|-----|
| 県第百九号 | 公の施設の指定管理者の指定について…………… | 一一六 |
| 県第百十号 | 当せん金付証票の発売総額について…………… | 一一八 |
| 県第百十一号 | 広島県公立大学法人に係る中期目標を定めることについて…………… | 一二〇 |
| 県第百十二号 | 広島県公立大学法人の定款の一部変更について…………… | 一二八 |
| 県第百十三号 | 地方独立行政法人広島県立病院機構に係る中期目標を定めることについて…………… | 一三〇 |
| 県第百十四号 | 地方独立行政法人広島県立病院機構に承継させる権利を定めることについて…………… | 一三六 |

県第八十二号議案

広島県宿泊税条例案を次のように提出する。

令和六年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県宿泊税条例案 広島県宿泊税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(用語の定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「県税条例」という。）において使用する用語の例による。

(納税義務者等)

第三条 宿泊税は、旅館業法（昭和二十三年法律第三百八十八号）第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第三項に規定する簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第一項の届出をして営む同法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下これらを「宿泊施設」という。）において、宿泊料金（宿泊（寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。以下同じ。）の対価として支払うべき金額であつて規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

第四条 宿泊税は、宿泊料金が一人一泊六千円未満の宿泊に対しては、これを課さない。
2 前項に規定するもののほか、次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの

二 前号に規定する学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事の引率者
(税率)

第五条 宿泊税の税率は、宿泊者一人一泊につき二百円とする。

(徴収の方法)

第六条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第七条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設に係

る旅館業法第三条第一項の許可を受けた者及び住宅宿泊事業法第二条第四項に規定する住宅宿泊事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要と認める場合には、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 前二項の特別徴収義務者は、宿泊税を徴収しなければならない。
(申告納入の手続等)

第八条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月一日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他知事が必要と認める事項を記載した納入申告書を知事に提出するとともに、その申告した納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が、申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより知事が指定した者である場合には、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、同表の下欄に定める日までに、知事に提出するとともに、その申告した納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、宿泊施設の営業を一月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その休止しようとする日又は廃止した日から一月以内に、これを申告納入しなければならない。

| | |
|---------------|-------|
| 十二月一日から二月末日まで | 三月末日 |
| 三月一日から五月末日まで | 六月末日 |
| 六月一日から八月末日まで | 九月末日 |
| 九月一日から十一月末日まで | 十二月末日 |

3 知事は、前項の規定による指定をした特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

(特別徴収義務者としての登録等)

第九条 第七条第一項に規定する特別徴収義務者となるべき者(宿泊料金が一人一泊につき六千円以上となる宿泊がない宿泊施設(以下「登録義務免除対象宿泊施設」という。

)の特別徴収義務者を除く。)は宿泊施設の営業を開始しようとする日前五日までに、同条第二項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から十日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を規則で定める様式による申請書により知事に申請しなければならない。

2 登録義務免除対象宿泊施設の特別徴収義務者は、その営業に係る宿泊施設が登録義務免除対象宿泊施設でなくなつたときは、その日から十日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を規則で定める様式による申請書により知事に申請しなければならない。

- 3 前二項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
 - 二 宿泊施設の所在地及び名称
 - 三 客室数その他設備の概要
 - 四 営業開始予定年月日（申請の日において既に営業を開始している場合にあつては、営業開始年月日）
 - 五 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める事項
 - 4 知事は、第一項又は第二項の登録の申請があつた場合には、特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知し、規則で定める様式による証票を交付するものとする。
 - 5 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。
 - 6 第四項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
 - 7 第四項の規定により登録を受けた者は、第三項各号に掲げる事項に変更を生じた場合には、その変更に係る事項について、遅滞なく登録の変更を届け出なければならない。
 - 8 第四項の規定により登録を受けた者は、当該宿泊施設の営業を一月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
 - 9 前項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る休止期間を定めなかつたものは、当該宿泊施設の営業を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
 - 10 第四項の規定により登録を受けた者は、当該宿泊施設の営業を廃止したときは、廃止の日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
 - 11 第四項の証票の交付を受けた者は、当該宿泊施設に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその証票を知事に返納しなければならない。
- （徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）
- 第十条 知事は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請によりその宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。
- 2 前項の規定により還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書に当該還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

4 知事は、第一項の規定による申請があつた場合には、同項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請があつた日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(納税管理人)

第十一条 特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納入に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要の生じた日から十日以内に、規則で定める様式による申告書により知事に申告し、又は県外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から十日以内に、規則で定める様式による申請書により知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申し、又は申請し承認を受けた事項に異動を生じた場合においても同様とし、その提出期限は、当該変更又は異動を生じた日から十日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、納税管理人を定める必要が生じた日から十日以内に当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて規則で定める様式による申請書を知事に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、当該異動を生じた日から十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の認定をした特別徴収義務者について、宿泊税の徴収の確保に支障が生じると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第十二条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、第八条第一項又は第二項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

一 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除の対象となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して二年を経過する日までこれを保存しなければならない。

一 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金

及び宿泊税額が記載されているもの

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 特別徴収義務者は、第一項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の備付け及び当該電磁的記録又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この条において同じ。）の保存をもって第一項の備付け及び保存に代えることができる。

4 特別徴収義務者は、第二項の規定により作成及び保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、当該関係書類に係る電磁的記録の作成及び当該電磁的記録又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムの保存をもって第二項の作成及び保存に代えることができる。

5 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置による電磁的記録への記録をもって第二項の保存に代えることができる。

（更正及び決定の通知等）

第十三条 法第七百三十三条の十六第四項の規定による更正又は決定の通知、法第七百三十三条の十八第八項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第七百三十三条の十九第五項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める様式による通知書により行う。

2 特別徴収義務者で前項の通知を受けたものは、当該通知に係る不足金額（更正による納入金若しくは税金の不足金額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。）、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額をそれぞれ当該通知書に指定する納期限までに納入しなければならない。

（賦課徴収）

第十四条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は県税条例の定めるところによる。この場合において、同条例第二条中「この条例」とあるのは「この条例及び広島県宿泊税条例（令和 年広島県条例第 号）」と、県税条例第四条第二号中「狩猟税」とあるのは「**狩猟税**
宿泊税」と、同条例第六条第一項から第三項までの規定中「及び軽油引取税」とあるのは「**軽油引取税及び宿泊税**」と、同条例第十条第一項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは広島県宿泊税条例」と、同条例第二項中「及び軽油引取税」とあるのは「**軽油引取税及び宿泊税**」と、県税条例第二十三条第

一項及び第二項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは広島県宿泊税条例」と、
県税条例第二十四条第一項中「及び軽油引取税（第二百五条の納税者を除く。）」とある
のは「、軽油引取税（第二百五条の納税者を除く。）及び宿泊税」と、同条例第二十七条
中「及び軽油引取税」とあるのは「、軽油引取税及び宿泊税」とする。

（犯則事件の調査における間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税の範囲）

第十五条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第六条の二十
二の四第六号及び第六条の二十二の九第四号に規定する法定外目的税であつて、条例で
指定するものとする。

（規則への委任）

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定
める。

（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下
の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第五項、第六項又は第十一項の規定に違反したとき。

二 第十二条第一項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記
載をせず、若しくは虚偽の記載をしたとき、又は同項の帳簿を隠匿したとき。

三 第十二条第一項の規定に違反して同項の帳簿を五年間保存しなかつたとき。

四 第十二条第二項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせ
ず、若しくは虚偽の書類を作成したとき、又は同項の書類を隠匿したとき。

五 第十二条第二項の規定に違反して同項の書類を二年間保存しなかつたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人
の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又
は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（納税管理人に係る不申告に関する過料）

第十八条 第十一条第二項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第一項の承認を受
けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて
申告しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その
発付の日から十日以内とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から
起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附
則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に対して課すべき宿泊税について適用する。

(経過措置)

第三条 施行日において現に宿泊施設を営業している者については、施行日に宿泊施設の営業を開始するものとみなして、第九条第一項の規定を適用する。

(準備行為)

第四条 特別徴収義務者の指定並びに登録の申請、登録及び証票の交付並びに納税管理人の申告、申請及び承認は、施行日前においても、第七条第二項及び第九条第一項（前条の規定が適用される場合を含む。）、第三項及び第四項並びに第十一条第一項の規定の例により行うことができる。

(検討)

第五条 知事は、この条例の施行後五年ごとに、第一条に規定する施策の効果及びこの条例の施行の状況を勘案し、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

第六条 前条の規定にかかわらず、知事は、特に著しい社会経済情勢の変化等特別の理由がある場合は、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(提案理由)

広島県の地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを目的として宿泊税を新設し、その納税義務者や税率などの必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。

県第八十四号議案

地方独立行政法人広島県立病院機構の重要な財産を定める条例案を次のように提出する。

令和六年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

地方独立行政法人広島県立病院機構の重要な財産 を定める条例案

地方独立行政法人広島県立病院機構の重要な財産 を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第六条第四項及び第四十四条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人広島県立病院機構に係る重要な財産を定めるものとする。

(法第六条第四項の条例で定める重要な財産)

第二条 法第六条第四項の条例で定める重要な財産は、法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつては、当該申請の日におけるその額）が五十万円以上（当該財産の性質上法第四十二条の二の規定により処分することが適当でないものを除く。）のものとする。

(法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産)

第三条 法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売却以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあつては、適正な見積価額）が七千万円以上の不動産（土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）、動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方独立行政法人法の規定に基づき設立する地方独立行政法人広島県立病院機構の保有する重要な財産であって、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる場合に処分しなければならないもの及び同法人が譲渡し、又は担保に供しようとするときに知事の認可を必要とする重要な財産を定めるため、この条例案を提出する。

県第八十五号議案

地方独立行政法人広島県立病院機構への職員の引継ぎに関する条例案を次のように提出する。

令和六年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

地方独立行政法人広島県立病院機構への職員の引
継ぎに関する条例案

地方独立行政法人広島県立病院機構への職員の引
継ぎに関する条例

地方独立行政法人広島県立病院機構への職員の引継ぎに係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第二項に規定する県の内部組織は、地方独立行政法人広島県立病院機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（令和六年広島県条例第 号）第十四条第二号の規定による廃止前の広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十年広島県条例第五十四号）別表に規定する県立広島病院及び県立安芸津病院とする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方独立行政法人法の規定に基づき設立する地方独立行政法人広島県立病院機構への職員
員の引継ぎに関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。

県第八十六号議案

地方独立行政法人広島県立病院機構の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例案
を次のように提出する。

令和六年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

地方独立行政法人広島県立病院機構の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例案

地方独立行政法人広島県立病院機構の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十九条の二第四項の規定に基づき、地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「法人」という。）の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の法人に対する損害を賠償する責任の一部免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低負担額)

第二条 法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額は、役員等が法人から同項に規定する知事の承認（以下「一部免除承認」という。）の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき報酬、一部免除承認前に支給された退職手当その他地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三条の二第一項の規定に基づく総務省令で定める給付の一事業年度当たりの額に相当する額として同項の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- 一 理事長又は副理事長 六
- 二 理事 四
- 三 監事又は会計監査人 二

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方独立行政法人法の規定に基づき設立する地方独立行政法人広島県立病院機構の役員等の当該法人に対する損害賠償責任の一部免除に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。

県第八十七号議案

広島県宿泊税基金条例案を次のように提出する。

令和六年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県宿泊税基金条例案 広島県宿泊税基金条例

(設置)

第一条 広島県の地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する経費の財源に充てるため、広島県宿泊税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 広島県宿泊税条例（令和 年広島県条例第 号）の規定により県に納入された宿泊税額から宿泊税の賦課徴収に要する費用を控除した額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有効な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第五条 基金は、第一条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第七条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲

げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、広島県宿泊税条例の施行の日から施行する。

(提案理由)

広島県の地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、この条例案を提出する。

県第八十八号議案

地方独立行政法人広島県立病院機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例案を次のように提出する。

令和六年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

地方独立行政法人広島県立病院機構の設立に伴う
関係条例の整備に関する条例案

地方独立行政法人広島県立病院機構の設立に伴う
関係条例の整備に関する条例

(広島県情報公開条例の一部改正)

第一条 広島県情報公開条例(平成十三年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(定義) 第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者、県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)並びに広島県土地開発公社、広島県道路公社、広島県住宅供給公社及び広島高速度道路公社(以下「地方公社」と総称する。)をいう。</p> | <p>(定義) 第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業の管理者及び病院事業の管理者、県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)並びに広島県土地開発公社、広島県道路公社、広島県住宅供給公社及び広島高速度道路公社(以下「地方公社」と総称する。)をいう。</p> |

(行政不服審査法施行条例の一部改正)

第二条 行政不服審査法施行条例(平成二十八年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(手数料に係る委任) 第五条 第二条から前条までに定めるもののほ</p> | <p>(手数料に係る委任) 第五条 第二条から前条までに定めるもののほ</p> |

か、手数料に関し必要な事項は、知事又は公営企業の管理者が定める。

か、手数料に関し必要な事項は、知事又は公営企業の管理者若しくは病院事業の管理者が定める。

(広島県個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第三条 広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定義) 第二条 (略) 2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。</p> | <p>(定義) 第二条 (略) 2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業の管理者及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。</p> |

(広島県職員定数条例の一部改正)

第四条 広島県職員定数条例（昭和二十四年広島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定義) 第一条 この条例で「職員」とは、知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、教育委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務部に常時勤務する地方公務員（副知事、会計管理者及び教育長を除く。）をいう。</p> | <p>(定義) 第一条 この条例で「職員」とは、知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、教育委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務部に常時勤務する地方公務員（副知事、会計管理者及び教育長並びに広島県病院事業に常時勤務する職員を除く。）をいう。</p> |

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第五条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

| | |
|--|--|
| <p>附則</p> <p>1―4 (略)</p> <p>5 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する職員(地方公務員法第二十二條の二第一項各号に掲げる職員を除く。)の給与の種類及び基準に關しては、この条例を準用する。ただし、給料表に關しては、次の各号に定める基準による。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>6―17 (略)</p> | <p>附則</p> <p>1―4 (略)</p> <p>5 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する職員(広島県病院事業の設置等に關する条例(昭和四十一年広島県条例第五十四号)第一条に規定する病院事業に従事する企業職員(地方公務員法第二十二條の二第一項各号に掲げる職員を除く。)及び同法第二十二條の二第一項各号に掲げる職員を除く。)の給与の種類及び基準に關しては、この条例を準用する。ただし、給料表に關しては、次の各号に定める基準による。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>6―17 (略)</p> |
| <p>改正後</p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、知事、副知事、教育長、公営企業の管理者、常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員(以下「特別職」という。)の退職手当に關して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の支給及び額)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 教育長 千分の二百四十六</p> <p>四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> | <p>改正前</p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、知事、副知事、教育長、公営企業の管理者、病院事業の管理者、常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員(以下「特別職」という。)の退職手当に關して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の支給及び額)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 教育長及び病院事業の管理者 千分の二百四十六</p> <p>四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> |
| <p>改正後</p> | <p>改正前</p> |

(広島県企業職員等定数条例の一部改正)

第七条 広島県企業職員等定数条例(昭和四十三年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(特別職の退職手当に關する条例の一部改正)

第六条 特別職の退職手当に關する条例(昭和三十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(この条例の趣旨)
 第一条 この条例は、広島県土地造成事業及び広島県流域下水道事業に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の定数に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)
 第二条 (略)
 一・二 (略)

(職員定数の配分)
 第四条 第二条各号に掲げる職員の定数の当該事業内の配分は、同条第一号に掲げる事業にあつては土地造成事業の管理者の権限を行う知事が、同条第二号に掲げる事業にあつては公営企業の管理者が定める。

(この条例の趣旨)
 第一条 この条例は、広島県土地造成事業、広島県流域下水道事業及び広島県病院事業に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の定数に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)
 第二条 (略)
 一・二 (略)
 三 広島県病院事業の職員 一、二八〇人

(職員定数の配分)
 第四条 第二条各号に掲げる職員の定数の当該事業内の配分は、同条第一号に掲げる事業にあつては土地造成事業の管理者の権限を行う知事が、同条第二号に掲げる事業にあつては公営企業の管理者が、同条第三号に掲げる事業にあつては病院事業の管理者が定める。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 第八条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(支給対象)
 第二条 (略)
 2 (略)
 3 知事、副知事、教育長、公営企業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）には、給料、手当及び旅費を支給する。
 4 (略)

(支給対象)
 第二条 (略)
 2 (略)
 3 知事、副知事、教育長、公営企業の管理者、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）には、給料、手当及び旅費を支給する。
 4 (略)

附則

附則

1-3 (略)

1-3 (略)

4 医師である病院事業の管理者であつて知事が特に認めるものの地域手当は、第三条第二項の規定にかかわらず、当分の間、給与条例第十一条の三に規定する医療職給料表（一）の適用を受ける職員の例により支給する。

別表第三（第三条、第八条関係）

別表第三（第三条、第八条関係）

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 区分 | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 教育長 | (略) | (略) | (略) |

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 区分 | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 教育長 | (略) | (略) | (略) |

| | | | | | |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| (二) (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (二) (略) | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |

(職員の定年等に関する条例の一部改正)
 第九条 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年広島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|--|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職) 第六条 (略) 一 (略)</p> | <p>(管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職) 第六条 (略) 一 (略) 二 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十年広島県条例第三十八号)第二条に規定する管理職手当を支給する職として病院事業の管理者が定める職(県立病院に勤務する医師及び歯科医師が占める職を除く。)</p> |
| <p>二 前号に掲げる職に準ずる職として、人事委員会規則で定める職</p> | <p>三 前二号に掲げる職に準ずる職として、人事委員会規則で定める職</p> |

(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第十条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|---|
| 改正後 | 改正前 |
| 附則 | 附則 |
| <p>1 (略) (企業職員である短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準) 2 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する職員である短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関しては、この条例の報酬及び期末手当に関する規定を準用する。</p> | <p>1 (略) (企業職員である短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準) 2 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する職員(広島県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年広島県条例第五十四号)第一条に規定する病院事業に従事する企業職員を除く。) (である短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関しては、この条例の報酬及び期末手当に関する規定を準用する。)</p> |
| 3・4 (略) | 3・4 (略) |

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
 第十一号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年広島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|--|
| 改正後 | 改正前 |
| 附則 | 附則 |
| <p>(特別職の職員等の給与の額等に関する経過措置) 第五条 改正後特別職条例第三条の規定にかかわらず、知事等(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第二条第三項に規定する知事等をいい、公営企業の管理者であつて知事が特に認めるものを除く。)の地域手当については、当分の間、第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「令和二年改正前給与条例」という。)第十一条の二の規定の例により支給する。</p> | <p>(特別職の職員等の給与の額等に関する経過措置) 第五条 改正後特別職条例第三条の規定にかかわらず、知事等(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第二条第三項に規定する知事等をいい、公営企業の管理者及び医師である病院事業の管理者であつて知事が特に認めるものを除く。)の地域手当については、当分の間、第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「令和二年改正前給与条例」という。)第十一条の二の規定の例により支給する。</p> |

(議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用等に関する条例の一部改正)
 第十二号 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用等に関する条例(昭和三十九年広島県条例第二百二号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|---|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(重要な公の施設) 第二条 (略) 一七 (略) (特に重要な公の施設) 第三条 (略) 一三 (略)</p> | <p>(重要な公の施設) 第二条 (略) 一 県立病院 二八 (略) (特に重要な公の施設) 第三条 (略) 一 県立病院 二四 (略)</p> |

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)
 第十三号 住民基本台帳法施行条例(平成十四年広島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|-----|-----|
| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|

別表第一(第二条関係)
一―十九 (略)

別表第一(第二条関係)
一―十九 (略)

二―四十二 (略)

二十 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)による使用料若しくは手数料又は広島県分担金等に関する延滞金徴収条例第二条第一項の規定によるそれらの延滞金の徴収に関する県立病院を使用する者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
二―四十三 (略)

(県立病院使用料及び手数料条例等の廃止)
第十四条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)
- 二 広島県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年広島県条例第五十四号)
- 三 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十年広島県条例第三十八号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
(広島県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際第一条の規定による改正前の広島県情報公開条例(以下この項において「旧情報公開条例」という。)の規定により病院事業の管理者がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)(前)に旧情報公開条例の規定により病院事業の管理者に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同条の規定による改正後の広島県情報公開条例の相当の規定により県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為又は県が設立した地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

(広島県個人情報保護の保護に関する法律施行条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)又は第三条の規定による改正前の広島県個人情報保護の保護に関する法律施行条例(以下この項において「旧個人情報保護法施行条例」という。)の規定により病院事業の管理者がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法又は旧個人情報保護法施行条例の規定により病院事業の管理者に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同法又は同条の規定による改正後の広島県個人情報保護に関する法律施行条例の相当の規定により県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為又は県が設立した地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

(県立病院使用料及び手数料条例の廃止に伴う経過措置)

4 施行日前の期間に係る第十四条第一号の規定による廃止前の県立病院使用料及び手数料条例(以下「旧使用料及び手数料条例」という。)の規定により徴収すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。この場合において、旧使用料及び手数料条例に規定する使用料又は手数料であつて、県が設立した地方独立行政法人に承継されるものに関する旧使用料及び手数料条例第一条ただし書に規定する減免は、県が設立した地方独立行政法人の理事長(以下「理事長」という。)が行い、旧使用料及び手数料条例第三条ただし書に規定する使用料又は手数料の後納又は分納は、理事長がこれを行わしめるものとする。

(広島県病院事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

5 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八第八項の規定により、施行日前の事実に基づく第十四条第二号の規定による廃止前の広島県病院事業の設置等に関する条例第一条に規定する病院事業の業務に従事する職員の施行日以後における賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。

(提案理由)

地方独立行政法人法の規定に基づき、県立広島病院、県立安芸津病院及び県立二葉の里病院の設置及び運営を行う地方独立行政法人広島県立病院機構を設立することに伴い、関係条例の規定を整理し、及び関係条例を廃止するため、この条例案を提出する。

県第八十九号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を次のように提出する。

令和六年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第一条 広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成十六年広島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(罰則) 第二十条 第五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> | <p>(罰則) 第二十条 第五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> |

(行政不服審査法施行条例の一部改正)

第二条 行政不服審査法施行条例(平成二十八年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(罰則) 第十三条 第七条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> | <p>(罰則) 第十三条 第七条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> |

(広島県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第三条 広島県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年広島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

附則

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第五十条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報(指定管理者の指定を受けた法人その他の団体にあっては、公の施設の管理の業務に関して知り得た個人情報を含む。以下この項及び次項において同じ。)を含む情報の集合物であつて、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

5 前項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第二条第三項に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

改正前

附則

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第五十条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報(指定管理者の指定を受けた法人その他の団体にあっては、公の施設の管理の業務に関して知り得た個人情報を含む。以下この項及び次項において同じ。)を含む情報の集合物であつて、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

5 前項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第二条第三項に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(職員との給与に関する条例の一部改正)

第四条 職員との給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

第十八条の二 (略)

一・二 (略)

三 期末手当基準日前一箇月以内又は期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に離職した職員(前二号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し

改正前

第十八条の二 (略)

一・二 (略)

三 期末手当基準日前一箇月以内又は期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に離職した職員(前二号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し

拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第十八条の三 (略)

一 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第四項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関して拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

合

二・三 (略)

5-8 (略)

禁錮以上の刑に処せられたもの

第十八条の三 (略)

一 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第四項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関して禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

合

二・三 (略)

5-8 (略)

（職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第五条 職員の方限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（失職の特例）</p> <p>第五条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により拘禁刑以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 (略)</p> | <p>（失職の特例）</p> <p>第五条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 (略)</p> |

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第六条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>一 職員が刑事事件に關し起訴（当該起訴に</p> | <p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>一 職員が刑事事件に關し起訴（当該起訴に</p> |

係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二
2-4 (略)

5 (略)

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三
6-10 (略)

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第十四条 (略)

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略)
2-6 (略)

（退職をした者の退職手当の返納）

第十五条 (略)

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略)
2-6 (略)

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相額の納付）

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職を

係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二
2-4 (略)

5 (略)

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三
6-10 (略)

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第十四条 (略)

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略)
2-6 (略)

（退職をした者の退職手当の返納）

第十五条 (略)

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略)
2-6 (略)

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相額の納付）

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職を

した者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5-8 (略)

（特別職の退職手当に関する条例の一部改正）
 第七条 特別職の退職手当に関する条例（昭和三十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（退職手当の支給制限等） 第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられたことによる失職、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第九条の二第八項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）又はこれらに準ずる退職をした者</p> <p>2 (略)</p> <p>一 特別職が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、第八項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合</p> <p>三 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關</p> | <p>（退職手当の支給制限等） 第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられたことによる失職、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第九条の二第八項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）又はこれらに準ずる退職をした者</p> <p>2 (略)</p> <p>一 特別職が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、第八項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合</p> <p>三 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關</p> |

し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

二 (略)

九 (略)

一〇 一 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

二 (略)

一一—一五 (略)

一六 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第十項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

一七 (略)

し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 (略)

九 (略)

一〇 一 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 (略)

一一—一五 (略)

一六 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

一七 (略)

(広島県吏員恩給条例の一部改正)

第八条 広島県吏員恩給条例(昭和八年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル拘禁刑ニ処セラレタルトキ</p> <p>三 (略)</p> <p>在職中ノ職務ニ關スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ依リ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ權利消滅ス但シ其ノ在職力退隱料ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル權利ノミ消滅ス</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 吏員退職後在職中ノ職務ニ關スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ付拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引續キタル在職年月数</p> <p>四 (略)</p> <p>第二十条ノ二 退隱料ハ之ヲ受クル者三年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月</p> | <p>第九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル懲役禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ</p> <p>三 (略)</p> <p>在職中ノ職務ニ關スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ權利消滅ス但シ其ノ在職力退隱料ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル權利ノミ消滅ス</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 吏員退職後在職中ノ職務ニ關スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ付禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引續キタル在職年月数</p> <p>四 (略)</p> <p>第二十条ノ二 退隱料ハ之ヲ受クル者三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其</p> |

ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クル事ナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ云渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十七條第三項(第一号ニ係ル部分ニ限ル)及第二十七條の七第三項(第二号ニ係ル部分ニ限ル)ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第二十五條 遺族扶助料ヲ受クル者三年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄遺族扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ遺族扶助料ハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

刑法第二十七條第三項(第二号ニ係ル部分ニ限ル)及第二十七條の七第三項(第一号ニ係ル部分ニ限ル)ノ規定ハ前二項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ適用セズ

ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クル事ナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ云渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

第二十五條 遺族扶助料ヲ受クル者三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄遺族扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ遺族扶助料ハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

(広島県統計調査条例の一部改正)

第九條 広島県統計調査条例(平成二十一年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(罰則) 第十五條 第七條の規定に違反して、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者は、二年以下の</p> | <p>(罰則) 第十五條 第七條の規定に違反して、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者は、二年以下の</p> |

| <p>拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十六条 第十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十七条 第十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十八条 県基幹統計調査に関する業務に従事する者で当該県基幹統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十九条 第四条に規定する県基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> | <p>懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十六条 第十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十七条 第十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十八条 県基幹統計調査に関する業務に従事する者で当該県基幹統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十九条 第四条に規定する県基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> | | | | |
|---|--|-----|--|---|--|
| <p>(広島県青少年健全育成条例の一部改正)</p> <p>第十条 広島県青少年健全育成条例(昭和五十四年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">改正後</th> <th style="width: 50%;">改正前</th> </tr> <tr> <td data-bbox="430 223 945 790"> <p>(罰則)</p> <p>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 第三十八条の三第一項又は第三十九条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4―7 (略)</p> </td> <td data-bbox="430 790 945 1348"> <p>(罰則)</p> <p>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 第三十八条の三第一項又は第三十九条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4―7 (略)</p> </td> </tr> </table> | 改正後 | 改正前 | <p>(罰則)</p> <p>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 第三十八条の三第一項又は第三十九条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4―7 (略)</p> | <p>(罰則)</p> <p>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 第三十八条の三第一項又は第三十九条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4―7 (略)</p> | <p>(広島県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)</p> <p>第十一条 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。</p> |
| 改正後 | 改正前 | | | | |
| <p>(罰則)</p> <p>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 第三十八条の三第一項又は第三十九条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4―7 (略)</p> | <p>(罰則)</p> <p>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 第三十八条の三第一項又は第三十九条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4―7 (略)</p> | | | | |

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第七十七条 第十一條、第十六條第一項、第二十八條、第三十三條第一項、第五十一條第二項又は第六十九條第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十九条 第八條第一項、第十條第一項、第二十五條又は第二十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> | <p>第七十七条 第十一條、第十六條第一項、第二十八條、第三十三條第一項、第五十一條第二項又は第六十九條第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十九条 第八條第一項、第十條第一項、第二十五條又は第二十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> |

(広島県立自然公園条例の一部改正)

第十二条 広島県立自然公園条例(昭和三十四年広島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(指定認定機関)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)、この条例若しくは広島県自然環境保全条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五・六 (略)</p> <p>4―6 (略)</p> <p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> | <p>(指定認定機関)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)、この条例若しくは広島県自然環境保全条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五・六 (略)</p> <p>4―6 (略)</p> <p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> |

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一―五 (略)

第四十三条 第十七条第一項の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一―五 (略)

第四十三条 第十七条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(広島県自然環境保全条例の一部改正)

第十三条 広島県自然環境保全条例(昭和四十七年広島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第四十四条 第十九条第一項若しくは第二項又は第二十六条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 (略)</p> | <p>第四十四条 第十九条第一項若しくは第二項又は第二十六条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 (略)</p> |

(広島県野生生物の種の保護に関する条例の一部改正)

第十四条 広島県野生生物の種の保護に関する条例(平成六年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 (略)</p> <p>第三十七条 第十四条第四項又は第二十一条第七項の規定により付された条件に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> | <p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 (略)</p> <p>第三十七条 第十四条第四項又は第二十一条第七項の規定により付された条件に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> |

(広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第十五条 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年広島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(罰則) 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。 一―三 (略)</p> | <p>(罰則) 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 一―三 (略)</p> |

(広島県動物愛護管理条例の一部改正)

第十六条 広島県動物愛護管理条例(昭和五十五年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(罰則) 第十五条 第九条の規定による措置命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> | <p>(罰則) 第十五条 第九条の規定による措置命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> |

(広島県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第十七条 広島県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年広島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(年金の支給停止) 第九条 (略) 一 拘禁刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 二 拘禁刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 三 (略)</p> | <p>(年金の支給停止) 第九条 (略) 一 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 二 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 三 (略)</p> |

(広島県土砂の適正処理に関する条例の一部改正)

第十八条 広島県土砂の適正処理に関する条例(平成十六年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
| | |

| | |
|--|---|
| <p>(許可の基準等) 第十九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ハ―ヌ (略)</p> <p>二一六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一一三 (略)</p> | <p>(許可の基準等) 第十九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ハ―ヌ (略)</p> <p>二一六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一一三 (略)</p> |
| <p>(二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例の一部改正)</p> <p>第十九条 二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例(平成十四年広島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p>改正後</p> <p>(罰則) 第八条 第三条第一項の規定に違反して、竹木を流送した者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> | <p>(二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例の一部改正)</p> <p>第十九条 二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例(平成十四年広島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p>改正前</p> <p>(罰則) 第八条 第三条第一項の規定に違反して、竹木を流送した者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> |
| <p>(広島県砂防指定地管理条例の一部改正)</p> <p>第二十条 広島県砂防指定地管理条例(平成十四年広島県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p>改正後</p> <p>(罰則) 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>一一五 (略)</p> | <p>(広島県砂防指定地管理条例の一部改正)</p> <p>第二十条 広島県砂防指定地管理条例(平成十四年広島県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p>改正前</p> <p>(罰則) 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>一一五 (略)</p> |

(広島県屋外広告物条例の一部改正)

第二十一条 広島県屋外広告物条例（昭和二十四年広島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(罰則) 第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一―三 (略)</p> | <p>(罰則) 第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一―三 (略)</p> |

(金属くず業条例の一部改正)

第二十二條 金属くず業条例（昭和二十六年広島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(罰則) 第二十条 第三条、第四条又は第十条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。 第二十一条 第六条第四項、第八条第一項、第十一条、第十二条第一項若しくは第三項、第十三条第二項若しくは第三項、第十五条、第十六条第二項又は第十七条の規定に違反し、又は第十四条の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p> | <p>(罰則) 第二十条 第三条、第四条又は第十条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。 第二十一条 第六条第四項、第八条第一項、第十一条、第十二条第一項若しくは第三項、第十三条第二項若しくは第三項、第十五条、第十六条第二項又は第十七条の規定に違反し、又は第十四条の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。</p> |

(集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例の一部改正)

第二十三條 集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例（昭和三十六年広島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(罰則) 第十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 一 (略) 二 第四条の規定に違反して、同条の規定に</p> | <p>(罰則) 第十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 一 (略) 二 第四条の規定に違反して、同条の規定に</p> |

よる許可を受けないで行われている集団運動について、当該集団運動が、同条の規定による許可を受けていないことを知りながら、当該集団運動の実施場所において、その参加者に対し、当該集団運動を行うよう指導し、又は扇動した者

三 第四条の規定による許可の内容となつて
いる実施日時又は実施場所を知りながら、
その実施場所において、当該集団運動の参加者に対し、その実施日時以外の日時又は
実施場所以外の場所において当該集団運動
が行われるよう指導し、若しくは扇動した
者

四 第七条又は第九条第一項の規定により、
当該許可に付された条件の内容を知らな
がら、当該集団運動の実施場所において、そ
の参加者に対し、当該集団運動の許可に付
された条件に違反して当該集団運動が行わ
れるよう指導し、又は扇動した者

よる許可を受けないで行われている集団運動について、当該集団運動が、同条の規定による許可を受けていないことを知りながら、当該集団運動の実施場所において、その参加者に対し、当該集団運動を行うよう指導し、又はせん動した者

三 第四条の規定による許可の内容となつて
いる実施日時又は実施場所を知りながら、
その実施場所において、当該集団運動の参加者に対し、その実施日時以外の日時又は
実施場所以外の場所において当該集団運動
が行われるよう指導し、若しくはせん動し
た者

四 第七条又は第九条第一項の規定により、
当該許可に付された条件の内容を知らな
がら、当該集団運動の実施場所において、そ
の参加者に対し、当該集団運動の許可に付
された条件に違反して当該集団運動が行わ
れるよう指導し、又はせん動した者

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

第二十四条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十八年広島県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(罰則)</p> <p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2―5 (略)</p> <p>6 常習として、第一項(第三号を除く。)の違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>7 常習として、第二項の違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>8 常習として、第三項の違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> | <p>(罰則)</p> <p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2―5 (略)</p> <p>6 常習として、第一項(第三号を除く。)の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>7 常習として、第二項の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>8 常習として、第三項の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> |

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第二十五条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成五年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(罰則)</p> <p>第十一条 第六条第一項の規定による警察官の命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第六条第二項又は第七条の規定による警察署長の命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(罰則)</p> <p>第十一条 第六条第一項の規定による警察官の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第六条第二項又は第七条の規定による警察署長の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p> |

(広島県暴走族追放の促進に関する条例の一部改正)

第二十六条 広島県暴走族追放の促進に関する条例(平成十一年広島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(罰則)</p> <p>第十九条 指定暴力団等の威力を示して、第十六条又は第十七条の規定に違反する行為を行った者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> | <p>(罰則)</p> <p>第十九条 指定暴力団等の威力を示して、第十六条又は第十七条の規定に違反する行為を行った者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> |

(酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部改正)

第二十七条 酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例(平成十三年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(罰則)</p> <p>第十二条 第七条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第五条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3・4 (略)</p> | <p>(罰則)</p> <p>第十二条 第七条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第五条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3・4 (略)</p> |

(広島県不当な街宣行為等の規制に関する条例の一部改正)

第二十八条 広島県不当な街宣行為等の規制に関する条例(平成十七年広島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|--|---|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(罰則) 第八条 第六条第一項の規定による公安委員会の命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(罰則) 第八条 第六条第一項の規定による公安委員会の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> |

(広島県歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部改正)
 第二十九条 広島県歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例(平成十八年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|--|---|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(欠格事由) 第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一年以上の拘禁刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ一ホ (略)</p> <p>三一八 (略)</p> <p>(罰則) 第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(欠格事由) 第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ一ホ (略)</p> <p>三一八 (略)</p> <p>(罰則) 第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> |

(広島県暴力団排除条例の一部改正)
 第三十条 広島県暴力団排除条例(平成二十二年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|--|---|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(罰則) 第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 第二十三条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以</p> | <p>(罰則) 第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 第二十三条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下</p> |

3 下の罰金に処する。
(略)

3 の罰金に処する。
(略)

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第二条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第三条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令（条例を含む。）の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第四条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第四条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十八条の第三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第五条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められ

ている罪につき起訴をされた者は、第六条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十七条第三項及び第四項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（特別職の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第六条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第七条の規定による改正後の特別職の退職手当に関する条例第四条第二項、第五項、第八項（第一号に係る部分に限る。）、第十五項及び第十六項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるなど、関係
条例について必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第九十号議案

広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案

広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|---|---|
| 別表(第二条関係) | 別表(第二条関係) | 別表(第二条関係) | 別表(第二条関係) |
| 法律名 | 法律名 | 法律名 | 法律名 |
| 事務の区分 | 事務の区分 | 事務の区分 | 事務の区分 |
| 手数料の名称 | 手数料の名称 | 手数料の名称 | 手数料の名称 |
| 金額 | 金額 | 金額 | 金額 |
| 二一、六〇〇円 大麻草法第五条第一項の規 定の栽培による第一種大麻 草採取栽培者免許の申請に 対する審査 に関する法律 法第六条第三項の規 定による第一種大麻 草採取栽培者の登録 事項の変更 第二百 十四号 法第七条第三項の規 定による第一種大麻 草採取栽培者免許証 の項に おいて 「法一 」という。 | 二一、六〇〇円 大麻草法第五条第一項の規 定の栽培による第一種大麻 草採取栽培者免許の申請に 対する審査 に関する法律 法第六条第三項の規 定による第一種大麻 草採取栽培者の登録 事項の変更 第二百 十四号 法第七条第三項の規 定による第一種大麻 草採取栽培者免許証 の項に おいて 「法一 」という。 | 六、七〇〇円 大麻草法第五条第一項の規 定の栽培による大麻草採取 栽培者免許申請 手数料 に関する法律 法第六条第三項の規 定による大麻草採取 栽培者登録変更 手数料 に関する法律 法第七条第三項の規 定による大麻草採取 栽培者免許証の 再交付手数料 | 六、七〇〇円 大麻草法第五条第一項の規 定の栽培による大麻草採取 栽培者免許申請 手数料 に関する法律 法第六条第三項の規 定による大麻草採取 栽培者登録変更 手数料 に関する法律 法第七条第三項の規 定による大麻草採取 栽培者免許証の 再交付手数料 |

第二条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 別表(第二条関係) | 別表(第二条関係) | 別表(第二条関係) | 別表(第二条関係) |
| 法律名 | 法律名 | 法律名 | 法律名 |
| 事務の区分 | 事務の区分 | 事務の区分 | 事務の区分 |
| 手数料の名称 | 手数料の名称 | 手数料の名称 | 手数料の名称 |
| 金額 | 金額 | 金額 | 金額 |
| 二一に掲げる 場合以外の場 合 1 市町を經 | 二一に掲げる 場合以外の場 合 1 市町を經 | 二一に掲げる 場合以外の場 合 1 市町を經 | 二一に掲げる 場合以外の場 合 1 市町を經 |

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)
 第四条 広島県警察関係手数料条例(平成十二年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

| | | | |
|-----|-----|---------|---|
| (略) | (略) | (略) | る課程のうち、介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開、ケアマネジメン |
| (略) | (略) | (略) | る課程のうち、介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開、ケアマネジメン |
| (略) | (略) | ○〇〇円 | る課程のうち、介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開、ケアマネジメン |
| (略) | (略) | (略) | る課程のうち、介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開、ケアマネジメン |
| (略) | (略) | (略) | る課程のうち、介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開、ケアマネジメン |
| (略) | (略) | 円二四、〇〇〇 | る課程のうち、介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開、ケアマネジメン |

| 別表（第二条関係） | | | | 別表（第二条関係） | | | |
|-----------------------------|--|--|---|-----------------------------|--|--|---|
| 法律名 | 事務の区分 | 手数料の名称 | 金額 | 法律名 | 事務の区分 | 手数料の名称 | 金額 |
| 道路交 通法（ 略） | 法第八十九 条第一項 の規定に よる運転 免許試験 のうち大 型自動車 免許、中 型自動車 免許、お いて「法 」車免許 又は準中 型自動車 免許に係 る試験と いう。 | 運転免許 試験（大 型自動車 免許、中 型自動車 免許、お いて「法 」車免許 又は準中 型自動車 免許に係 るもの） | 一 法第九 十七條の 第二項の 規定によ る運転免 許試験の うち第一 号又は第 二号に該 当し、第 二項の規 定によ る試験に 係る場合 一、六五〇 円 二 道路交 通法施行 令（昭和 三十五年 政令第二 百七十号） 以下この 項におい て「令」と いう。）第 三十三條 の六の二 第六号に 掲げる理 由のため 法第九十 七條の第 一項第三 号に該当 して同項 の規定を 受ける場 合 七五〇円 | 道路交 通法（ 略） | 法第八十九 条第一項 の規定に よる運転 免許試験 のうち大 型自動車 免許、中 型自動車 免許、お いて「法 」車免許 又は準中 型自動車 免許に係 る試験と いう。 | 運転免許 試験（大 型自動車 免許、中 型自動車 免許、お いて「法 」車免許 又は準中 型自動車 免許に係 るもの） | 一 法第九 十七條の 第二項の 規定によ る運転免 許試験の うち第一 号又は第 二号に該 当し、第 二項の規 定によ る試験に 係る場合 一、五五〇 円 二 道路交 通法施行 令（昭和 三十五年 政令第二 百七十号） 以下この 項におい て「令」と いう。）第 三十三條 の六の二 第六号に 掲げる理 由のため 法第九十 七條の第 一項第三 号に該当 して同項 の規定を 受ける場 合 八〇〇円 |
| 法第八十九 条第一項 運転免許 試験 | | | 五 法第九 十七條の 第二項の 規定の適 用を受け ない場合 であつて 四に掲げ る場合以 外の場 合 三、九〇〇 円 | 法第八十九 条第一項 運転免許 試験 | | | 五 法第九 十七條の 第二項の 規定の適 用を受け ない場合 であつて 四に掲げ る場合以 外の場 合 四、一〇〇 円 |

若しくは牽引第二種免許に係る試験

理由のため法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
七五〇円

三 法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合であつて二に掲げる場合以外の場合
一、九五〇円

四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
四、五五〇円

五 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて四に掲げる場合以外の場合
二、八〇〇円

令第三十三条の六の二第六号に掲げる理由を得ない理由のため法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合
七五〇円

二 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合であつて一に掲げる場合以外の場合
一、九五〇円

三 法第九十七条の二第一項の規定の適用

若しくは牽引第二種免許に係る試験

第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
八〇〇円

三 法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合であつて二に掲げる場合以外の場合
一、九〇〇円

四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
四、〇五〇円

五 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて四に掲げる場合以外の場合
二、六〇〇円

令第三十三条の六の二第六号に掲げる理由のため法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
八〇〇円

二 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合であつて一に掲げる場合以外の場合
一、九〇〇円

三 法第九十七条の二第一項の規定の適用

法第八十九条第一項の規定による運転免許試験のうち小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験

運転免許試験手数料（小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係るもの）

法第八十九条第一項の規定による運転免許試験のうち小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験

運転免許試験手数料（小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係るもの）

| | | |
|---|--------------|--|
| <p>法第八十九条第三項の規定による検査（以下この項において「検査」という。）</p> | <p>検査手数料</p> | <p>条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 一、六五〇円</p> <p>三 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 四、七〇〇円</p> <p>四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて三に掲げる場合以外の場合 二、九五〇円</p> <p>一 大型自動車 仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車 仮運転免許を受けている者 に対する検査であつて公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 六、九五〇円</p> <p>二 大型自動車 仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車 仮運転免許を受けている者 に対する検査であつて一に掲げる場合以外の場合 三、九五〇円</p> <p>三 普通自動車 仮運転免許を受けている者 に対する検査であつて公安委員会が提供する</p> |
|---|--------------|--|

| | | |
|--------------------------|--------------|---|
| <p>法第八十九条第三項の規定による検査</p> | <p>検査手数料</p> | <p>条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 一、五五〇円</p> <p>三 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 四、三五〇円</p> <p>四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて三に掲げる場合以外の場合 二、九〇〇円</p> <p>一 大型自動車 仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車 仮運転免許を受けている者 に対する検査であつて当該検査を受けようとする者が当該検査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 六、四〇〇円</p> <p>二 大型自動車 仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車 仮運転免許を受けている者 に対する検査であつて一に掲げる場合以外の場合 三、九〇〇円</p> <p>三 普通自動車 仮運転免許を受けている者 に対する検査であつて当該検査を受けよ</p> |
|--------------------------|--------------|---|

法第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者に対するその限定の全部又は一部の解除の審査

審査手数料
 法第九十二条第一項又は第九十五条の二第十二項の規定による交付であつて第一種運転免許又は第二種運転免許に係るもの

一 法第九十二条第一項第六号の審査を受ける者が公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
 二 一に掲げる場合以外の場合
 三、八五〇円
 四 普通自動車
 仮運転免許を受けている者に対する検査であつて三に掲げる場合以外の場合
 四、六五〇円
 使用する自動車を使用して受ける場合
 四、六五〇円
 一 令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため法第九十七条第三号に該当して同項の規定の適用を受けたもの(以下この項において「特定試験免除者」という。)(の場合であつて一の種類の免許に係るもの
 二、一〇〇円
 二 特定試験免除者の場合であつて日を同じくして二以上の種類の免許に係るもの
 一、九〇〇円に与える免許の種類ごとに二〇〇円を加えた額

法第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者に対するその限定の全部又は一部の解除の審査

審査手数料
 法第九十二条第一項の規定による運転免許の交付
 免許証交付手数料(第一種運転免許又は第二種運転免許に係るもの)

一 法第九十二条第一項第六号の審査を受ける者が当該審査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
 二、八五〇円
 二 一に掲げる場合以外の場合
 一、四〇〇円
 四 普通自動車
 仮運転免許を受けている者に対する検査であつて三に掲げる場合以外の場合
 三、七五〇円
 一 令第三十三条の六の二第六号に掲げる理由に該当する場合であつて二以上の種類の免許に係るもの
 一、七〇〇円
 二 令第三十三条の六の二第六号に掲げる理由に該当する場合であつて二以上の種類の免許に係るもの
 一、七〇〇円に法第九十二条第一項後段の規定により記載する他の種類の免許の数を乗じて得た額との合計額

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| <p>るもの 一、一五〇 円に与える免 許一種類ごと に二〇〇円を 加えた額</p> | <p>三、法第九十五 条の二第六項 の規定による 申出をする場 合の特定試験 免除者以外に 係る記録であ つて一の種類 の免許に係る もの 一、五五〇円</p> | <p>四、法第九十五 条の二第六項 の規定による 申出をする場 合の特定試験 免除者以外に 係る記録であ つて日を同じ くして二以上 の種類免許 に係るもの 一、三五〇 円に与える免 許一種類ごと に二〇〇円を 加えた額</p> | <p>五、法第一百条 の四の二第二 項の規定によ る申出(以下 この項におい て「更新時不 交付申出」と いう。)をす る場合 八〇〇円</p> | <p>六、一から五ま でに掲げる場 合以外の場合 であつて法第 九十二条第一 項、第九十五 条の二第十一 項若しくは第 百一条の四の 二第一項の規 定による運 転免許証(仮運 転免許証に係 るものを除く。)の交付又は 法第九十四条 第二項の規定 による運転免 許証(仮運転 免許に係るも のを除く。)の 再交付と同時 に記録を受</p> |
|--|--|--|--|---|

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------|--|---|--|---|--|---|--|--|------------------|---|--|---|--|
| <p>法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十条第二項の規定又は法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え</p> | <p>特定免許情報（記録手数料）（書換え）</p> | <p>七 一から六までに掲げる場合以外の場合 一、五〇〇円</p> | <p>法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十条第二項の規定又は法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え</p> | <p>二 一に掲げる場合以外の場合であって一の種類の免許に係るもの 一、一〇〇円</p> | <p>二 一に掲げる場合以外の場合であって一の種類の免許に係るもの 一、三五〇円に与える免許の種類ごとに二〇〇円を加えた額</p> | <p>法第九十七条の二第二項第三号イに規定する認知機能検査等に從事する者に対する講習</p> | <p>認知機能検査員講習手数料</p> | <p>講習を受ける者が講習科目のいずれかを免除されない者である場合 一、四〇〇円</p> | <p>法第九十七条の二第二項第三号イ若しくはハ又は第百一条の四第三項の規定による運転技能検査</p> | <p>運転技能検査手数料</p> | <p>講習を受ける者が講習科目のいずれかを免除される者である場合 一、一五〇円</p> | <p>法第九十九条の二第二項第一号イの規定による審査のうち大型自動車免許、中型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの）</p> | <p>技能検定員審査手数料（大型自動車免許、中型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの）</p> | <p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれを</p> |
| <p>法第九十七条の二第二項第三号イに規定する認知機能検査等に從事する者に対する講習</p> | <p>認知機能検査員講習手数料</p> | <p>講習を受ける者が講習科目のいずれかを免除されない者である場合 一、四五〇円</p> | <p>法第九十七条の二第二項第三号イ若しくはハ又は第百一条の四第三項の規定による運転技能検査</p> | <p>運転技能検査手数料</p> | <p>講習を受ける者が講習科目のいずれかを免除される者である場合 一、二〇〇円</p> | <p>法第九十九条の二第二項第一号イの規定による審査のうち大型自動車免許、中型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの）</p> | <p>技能検定員審査手数料（大型自動車免許、中型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの）</p> | <p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれを</p> | | | | | | |

一、審査を受けようとする者が令第四十三條第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合
 二、三、七五〇円
 一、〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、八〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは六、三五〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、五〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、五〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、六〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、八〇〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれ

一、審査を受けようとする者が令第四十三條第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合
 二、三、七五〇円
 一、〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、八〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは六、三五〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、五〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、五〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、六〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、八〇〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれ

一、審査を受けようとする者が令第四十三條第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合
 二、三、四〇〇円
 一、〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、〇〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは六、七〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、五〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、五〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、三〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、八〇〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれ

| | | |
|---|--|---|
| <p>法第九十九条の二第 四項第一号イの規定 による審査のうち普 通自動車免許に係る 審査</p> | <p>技能検定員審 査手数料(普 通自動車免許 に係るもの)</p> | <p>この審査細目 に係る減額の ほか更に二、 九五〇円を、 同表三の項の 第一欄及び四 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査のいづ れをも免除さ れるときはそ れぞれの審査 細目に係る減 額のほか更に 五五〇円をそ れぞれ減じた 額</p> |
| <p>法第九十九条の二第 四項第一号イの規定 による審査のうち普 通自動車免許に係る 審査</p> | <p>技能検定員審 査手数料(普 通自動車免許 に係るもの)</p> | <p>この審査細目 に係る減額の ほか更に二、 九五〇円を、 同表三の項の 第一欄及び四 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査のいづ れをも免除さ れるときはそ れぞれの審査 細目に係る減 額のほか更に 五五〇円をそ れぞれ減じた 額</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>法第九十九条の二第 四項第一号イの規定 による審査のうち普 通自動車免許に係る 審査</p> | <p>技能検定員審 査手数料(普 通自動車免許 に係るもの)</p> | <p>この審査細目 に係る減額の ほか更に二、 三五〇円を、 同表三の項の 第一欄及び四 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査のいづ れをも免除さ れるときはそ れぞれの審査 細目に係る減 額のほか更に 五〇〇円をそ れぞれ減じた 額</p> |
| <p>法第九十九条の二第 四項第一号イの規定 による審査のうち普 通自動車免許に係る 審査</p> | <p>技能検定員審 査手数料(普 通自動車免許 に係るもの)</p> | <p>この審査細目 に係る減額の ほか更に二、 三五〇円を、 同表三の項の 第一欄及び四 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査のいづ れをも免除さ れるときはそ れぞれの審査 細目に係る減 額のほか更に 五〇〇円をそ れぞれ減じた 額</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>法第九十九条の二第 四項第一号イの規定 による審査のうち特 定第一種運転免許に 係る審査</p> | <p>技能検定員審 査手数料(特 定第一種運 転</p> | <p>掲げる審査細 目についての 審査を免除さ れるときは「 〇〇〇円を、 同表五の項の 第一欄に掲げ る審査細目につ いての審査を 免除されると きは、一、八 五〇円を、同 表六の項の第 一欄に掲げる 審査細目につ いての審査を 免除されると きは、二、〇〇 〇円を、同表 一の項の第一 欄及び二の項 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれを も免除される ときは、それ ぞれの審査細 目に係る減額 のほかに九〇 〇円を、同表 三の項の第一 欄及び四の項 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれを も免除される ときは、それ ぞれの審査細 目に係る減額 のほかに三五 〇円を、それ ぞれ減じた額</p> |
| <p>法第九十九条の二第 四項第一号イの規定 による審査のうち特 定第一種運転免許に 係る審査</p> | <p>技能検定員審 査手数料(特 定第一種運 転</p> | <p>掲げる審査細 目についての 審査を免除さ れるときは「 〇〇〇円を、 同表五の項の 第一欄に掲げ る審査細目につ いての審査を 免除されると きは、一、九 〇〇円を、同 表六の項の第 一欄に掲げる 審査細目につ いての審査を 免除されると きは、二、〇五 〇円を、同表 一の項の第一 欄及び二の項 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれを も免除される ときは、それ ぞれの審査細 目に係る減額 のほかに九〇 〇円を、同表 三の項の第一 欄及び四の項 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれを も免除される ときは、それ ぞれの審査細 目に係る減額 のほかに三〇 〇円を、それ ぞれ減じた額</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>法第九十九条の二第 四項第一号イの規定 による審査のうち大 型自動車第一種免許 中型自動車第二種免 許又は普通自動車第 二種免許に係る審査 で、これらの運転免 許に対応する第一種 運転免許に係る技能 検定員資格者証の交 付を受けている者に 対するもの</p> | <p>技能検定員審 査手数料(大 型自動車第二 種免許、中型 自動車第二種 免許又は普通 自動車第二種 免許に係る第 一種運転免許 に</p> | <p>三五〇円をそ れぞれ減じた 額</p> <p>一 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第二項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれを も免除されな い者である場 合 二、 二〇〇円</p> <p>一 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第二項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合 二、 二〇〇円</p> |
|--|---|---|

| | | |
|--|---|---|
| <p>法第九十九条の二第 四項第一号イの規定 による審査のうち大 型自動車第一種免許 中型自動車第二種免 許又は普通自動車第 二種免許に係る審査 で、これらの運転免 許に対応する第一種 運転免許に係る技能 検定員資格者証の交 付を受けている者に 対するもの</p> | <p>技能検定員審 査手数料(大 型自動車第二 種免許、中型 自動車第二種 免許又は普通 自動車第二種 免許に係る第 一種運転免許 に</p> | <p>三〇〇円をそ れぞれ減じた 額</p> <p>一 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第二項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれを も免除されな い者である場 合 二、 五〇〇円</p> <p>一 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第二項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合 二、 五〇〇円</p> |
|--|---|---|

| | | |
|--|--|--|
| (略) | (略) | 額のほか更に二、九〇〇円をそれぞれ減じた額 |
| 法第九十九条の三第 四項第一号イの規定 による審査のうち大 型自動車免許、中 型自動車免許又は 準中型自動車免許 に係る自動車免許 に係るもの | 審査を受けようとする者が令第四十三 条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目 についての審査のい ずれも免除されな い者である場 合 一五、一〇〇円 | 二 審査を受けようとする者が令第四十三 条第三項の表の第一欄に掲 げる審査細目についての 審査のいずれか又は全部を 免除される者である場 合 一五、一〇〇円 |
| 一 審査を受けようとする者が令第四十三 条第三項の表の第一欄に掲 げる審査細目についての 審査を免除されるときは 一、三〇〇円を、同表四 項の第一欄に掲げる審査 細目についての審査を免 除されるときは、六〇〇 円を、同表五の項の第一 欄に掲げる審査細目につ いての審査を免除され るときは、六〇〇円を、 同表六の項の第一欄に | (略) | (略) |

| | | |
|--|--|--|
| (略) | (略) | 額のほか更に二、九〇〇円をそれぞれ減じた額 |
| 法第九十九条の三第 四項第一号イの規定 による審査のうち大 型自動車免許、中 型自動車免許又は 準中型自動車免許 に係る自動車免許 に係るもの | 審査を受けようとする者が令第四十三 条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目 についての審査のい ずれも免除されな い者である場 合 一四、五五〇円 | 二 審査を受けようとする者が令第四十三 条第三項の表の第一欄に掲 げる審査細目についての 審査のいずれか又は全部を 免除される者である場 合 一四、五五〇円 |
| 一 審査を受けようとする者が令第四十三 条第三項の表の第一欄に掲 げる審査細目についての 審査を免除されるときは 一、三〇〇円を、同表四 項の第一欄に掲げる審査 細目についての審査を免 除されるときは、六〇〇 円を、同表五の項の第一 欄に掲げる審査細目につ いての審査を免除され るときは、六〇〇円を、 同表六の項の第一欄に | (略) | (略) |

| | | |
|---|--|--|
| <p>法第九十九条の三第 四項第一号イの規定 による審査のうち普 通自動車免許に係る 審査</p> | <p>一 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合 一、一〇〇〇 〇円から、同 表一の項の第 一欄に掲げる 審査細目につ いての審査を 免除されると きは三、六五 〇円を、同表 二の項の第一</p> | <p>一 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合 一、一〇〇〇 〇円から、同 表一の項の第 一欄に掲げる 審査細目につ いての審査を 免除されると きは三、六五 〇円を、同表 二の項の第一</p> |
|---|--|--|

| | | |
|---|--|--|
| <p>法第九十九条の三第 四項第一号イの規定 による審査のうち普 通自動車免許に係る 審査</p> | <p>一 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合 一、一〇〇〇 〇円から、同 表一の項の第 一欄に掲げる 審査細目につ いての審査を 免除されると きは三、五五 〇円を、同表 二の項の第一</p> | <p>一 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合 一、一〇〇〇 〇円から、同 表一の項の第 一欄に掲げる 審査細目につ いての審査を 免除されると きは三、五五 〇円を、同表 二の項の第一</p> |
|---|--|--|

法第九十九条の三第
四項第一号イの規定
による審査のうち特
定第一種運転免許に
係る審査

審査を受け
ようとする者
が令第四十三
条第三項の表
の第一欄に掲
げる審査細目
についての審
査のいづれを
も免除されな

教習指導員審
査手数料(特
定第一種運
転に係るも
の)

欄に掲げる審
査細目につ
いての審査を
免除される
ときは、三〇〇
円を、同表三
の項の第一欄
に掲げる審査
細目について
の審査を免除
されるときは
一、二五〇円
を、同表四の
項の第一欄に
掲げる審査細
目についての
審査を免除さ
れるときは、
三五〇円を、
同表五の項の
第一欄に掲げ
る審査細目に
ついての審査
を免除される
ときは、三〇
〇円を、同表
一の項の第一
欄及び二の項
の第一欄に掲
げる審査細目
についての審
査のいづれを
も免除される
ときは、それ
ぞれの審査細
目に係る減額
のほかに一五
〇円をそれぞ
れ減じた額

法第九十九条の三第
四項第一号イの規定
による審査のうち特
定第一種運転免許に
係る審査

審査を受け
ようとする者
が令第四十三
条第三項の表
の第一欄に掲
げる審査細目
についての審
査のいづれを
も免除されな

教習指導員審
査手数料(特
定第一種運
転に係るも
の)

欄に掲げる審
査細目につ
いての審査を
免除される
ときは、三〇〇
円を、同表三
の項の第一欄
に掲げる審査
細目について
の審査を免除
されるときは
一、二五〇円
を、同表四の
項の第一欄に
掲げる審査細
目についての
審査を免除さ
れるときは、
三五〇円を、
同表五の項の
第一欄に掲げ
る審査細目に
ついての審査
を免除される
ときは、三〇
〇円を、同表
一の項の第一
欄及び二の項
の第一欄に掲
げる審査細目
についての審
査のいづれを
も免除される
ときは、それ
ぞれの審査細
目に係る減額
のほかに一五
〇円をそれぞ
れ減じた額

| | | | |
|------------------|---|--------|--|
| い者である場 合、九五〇円 | 二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 | 九、九五〇円 | 一 一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、三五〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二、二五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、三、一五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、三、三〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二、五〇〇円を、同表七の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、三、〇〇〇円を、同表八の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二、五〇〇円を、同表九の項の第一欄に掲げる審査細目のいずれをも免除されるときはそれぞれ |
|------------------|---|--------|--|

| | | | |
|------------------|---|--------|--|
| い者である場 合、六五〇円 | 二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 | 九、六五〇円 | 一 一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、三五〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二、二五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、三、〇〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、三、三〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二、五〇〇円を、同表七の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二、五〇〇円を、同表八の項の第一欄に掲げる審査細目のいずれをも免除されるときはそれぞれ |
|------------------|---|--------|--|

| | | | | |
|---|--|--|--|---|
| 法第九十九条の三第 四項第一号イの規定 による審査のうち大 型自動車第一種免許 中型自動車第二種免 許又は普通自動車第 二種免許に係る審査 で、これらの運転免 許に対応する第一種 運転免許に係る教習 指導員資格者証の交 付を受けている者に 対するもの | 教習指導員審 査手数料(大 型自動車第二 種免許、中型 自動車第二種 免許又は普通 自動車第二種 免許に係る第 一運転免許に 対応する第一 種運転免許に 係る教習指導 員資格者証の 交付を受けて いる者に対する もの) | 係る減額のほ か更に一、三 五〇円を、同 表四の項の第 一欄及び五の 項の第一欄に 掲げる審査細 目についての 審査のいずれ をも免除され るときはそれ ぞれの審査細 目に係る減額 のほかに五〇 円をそれぞれ 減じた額 | 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれを も免除されな い者である場 合 一、二、 八五〇円 | 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合 一、二、八五 〇円から、同 表一の項の第 一欄に掲げる 審査細目につ いての審査を 免除されると きは四、四五 〇円を、同表 二の項の第一 欄に掲げる審 査細目につい ての審査を免 除されるとき は二、一〇〇 円を、同表七 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査を免除 されるときは 二、六〇〇円 を、同表一の 項の第一欄及 び二の項の第 一欄に掲げる |
|---|--|--|--|---|

| | | | | |
|---|--|--|--|---|
| 法第九十九条の三第 四項第一号イの規定 による審査のうち大 型自動車第一種免許 中型自動車第二種免 許又は普通自動車第 二種免許に係る審査 で、これらの運転免 許に対応する第一種 運転免許に係る教習 指導員資格者証の交 付を受けている者に 対するもの | 教習指導員審 査手数料(大 型自動車第二 種免許、中型 自動車第二種 免許又は普通 自動車第二種 免許に係る第 一運転免許に 対応する第一 種運転免許に 係る教習指導 員資格者証の 交付を受けて いる者に対する もの) | 係る減額のほ か更に一、一 五〇円を、同 表四の項の第 一欄及び五の 項の第一欄に 掲げる審査細 目についての 審査のいずれ をも免除され るときはそれ ぞれの審査細 目に係る減額 のほかに一、 五〇円をそれ ぞれ減じた額 | 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれを も免除されな い者である場 合 一、二、 四五〇円 | 審査を受け ようとする者 が令第四十三 条第三項の表 の第一欄に掲 げる審査細目 についての審 査のいずれか 又は全部を免 除される者で ある場合 一、二、四五 〇円から、同 表一の項の第 一欄に掲げる 審査細目につ いての審査を 免除されると きは四、二五 〇円を、同表 二の項の第一 欄に掲げる審 査細目につい ての審査を免 除されるとき は二、〇五〇 円を、同表七 の項の第一欄 に掲げる審査 細目について の審査を免除 されるときは 二、五五〇円 を、同表一の 項の第一欄及 び二の項の第 一欄に掲げる |
|---|--|--|--|---|

| | | | |
|--|---|--|---|
| | | <p>法第百一条第一項又は法第百一条第二項の規定による免許等の更新の申請に対する審査</p> | |
| <p>免許証等更新手数料(免許情報記録の有効期間の更新(同時に運転免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。))</p> | <p>免許証等更新手数料(運転免許証の有効期間の更新(同時に免許情報を更新する場合を除く。))</p> | <p>法第百一条第一項又は法第百一条第二項の規定による免許等の更新の申請に対する審査</p> | |
| <p>一、八五〇円</p> <p>二、八五〇円</p> <p>三、一、〇〇〇円</p> <p>二、一、〇〇〇円</p> | <p>一、經由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合</p> <p>二、更新時不交付申出をする場合(經由申請をする場合を除く。)</p> <p>三、經由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合</p> <p>二、七五〇円</p> <p>二、七五〇円</p> <p>二、七五〇円</p> <p>二、七五〇円</p> | <p>法第百一条第一項又は法第百一条第二項の規定による免許等の更新の申請に対する審査</p> | <p>普通自動二輪車の運転に必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合</p> <p>三、五五〇円</p> <p>六 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験であつて五に掲げる場合以外の場合</p> <p>一、八〇〇円</p> <p>七 原動機付自転車免許に係る再試験</p> <p>一、一〇〇円</p> |
| | | <p>法第百一条第一項又は法第百一条第二項の規定による運転免許証の更新の申請に対する審査</p> | |
| | | <p>法第百一条第一項又は法第百一条第二項の規定による運転免許証の更新の申請に対する審査</p> | |
| <p>一、一、〇〇〇円</p> <p>二、一、〇〇〇円</p> | <p>一、一、〇〇〇円</p> <p>二、一、〇〇〇円</p> <p>二、一、〇〇〇円</p> <p>二、一、〇〇〇円</p> | <p>法第百一条第一項又は法第百一条第二項の規定による運転免許証の更新の申請に対する審査</p> | <p>普通自動二輪車の運転に必要な技能について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合</p> <p>三、一〇〇円</p> <p>六 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験であつて五に掲げる場合以外の場合</p> <p>一、六五〇円</p> <p>七 原動機付自転車免許に係る再試験</p> <p>一、〇〇〇円</p> |

許又は準中型自動車免許に係るもの（準中型自動車免許にあっては普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）
 五 第四号に掲げる講習で準中型自動車免許に係るもの（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）
 講習一時間
 につき 三、
 八〇〇円

六 第四号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの
 講習一時間
 につき 三、
 〇五〇円

七 第五号に掲げる講習で大型自動車免許に係るもの
 講習一時間
 につき 四、
 三〇〇円

八 第五号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの
 講習一時間
 につき 四、
 二〇〇円

九 第六号に掲げる講習
 講習一時間
 につき 一、
 七五〇円

十 第七号に掲げる講習
 講習一時間
 につき 三、
 二〇〇円

十一 第八号に掲げる講習
 講習一時間
 につき 一、
 八五〇円

十二 第九号に掲げる講習
 講習一時間

許又は準中型自動車免許に係るもの（準中型自動車免許にあっては普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）
 五 第四号に掲げる講習で準中型自動車免許に係るもの（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）
 講習一時間
 につき 三、
 五〇〇円

六 第四号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの
 講習一時間
 につき 二、
 八〇〇円

七 第五号に掲げる講習で大型自動車免許に係るもの
 講習一時間
 につき 四、
 一五〇円

八 第五号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの
 講習一時間
 につき 四、
 〇〇〇円

九 第六号に掲げる講習
 講習一時間
 につき 一、
 五〇〇円

十 第七号に掲げる講習
 講習一時間
 につき 三、
 一〇〇円

十一 第八号に掲げる講習
 講習一時間
 につき 一、
 四〇〇円

十二 第九号に掲げる講習
 講習一時間

| | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|
| <p>十三 第十号に掲げる講習で準中型自動車免許に係るものの講習一時間につき二、三〇〇円</p> | <p>十四 第十号に掲げる講習で普通自動車免許に係るものの講習一時間につき二、一五〇円</p> | <p>十五 第十号に掲げる講習で大型自動二輪車免許に係るもの講習一時間につき二、八五〇円</p> | <p>十六 第十号に掲げる講習で普通自動二輪車免許に係るもの講習一時間につき二、七〇〇円</p> | <p>十七 第十号に掲げる講習で原動機付自転車免許に係るもの講習一時間につき二、五五〇円</p> | <p>十八 第十一号に掲げる講習で法第九十五条の六第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対するもの（公安委員会）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下の項において</p> |
|--|---|--|--|--|--|

| | | | | | |
|---|--|--|--|--|---|
| <p>十三 第十号に掲げる講習で準中型自動車免許に係るもの講習一時間につき二、一五〇円</p> | <p>十四 第十号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの講習一時間につき二、〇五〇円</p> | <p>十五 第十号に掲げる講習で大型自動二輪車免許に係るもの講習一時間につき二、七〇〇円</p> | <p>十六 第十号に掲げる講習で普通自動二輪車免許に係るもの講習一時間につき二、五五〇円</p> | <p>十七 第十号に掲げる講習で原動機付自転車免許に係るもの講習一時間につき二、四五〇円</p> | <p>十八 第十一号に掲げる講習で法第九十二条の表の備考一の2に規定する優良運転者に対するもの五〇〇円</p> |
|---|--|--|--|--|---|

| | | | | | |
|----------------------------|--|---|---|--|---|
| 「オンライン講習」という（を除く。） 五〇〇円 | 十九 第十一号に掲げる講習で法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者に対するオンライン講習 二〇〇円 | 二十 第十一号に掲げる講習で法第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者に対するもの（オンライン講習を除く。） 八〇〇円 | 二十一 第十一号に掲げる講習で法第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者に対するオンライン講習 二〇〇円 | 二十二 第十一号に掲げる講習で法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準に該当者（国家公安委員会規則で定める令第十三条の七第二項の基準に該当しない者をいう。以下この項において同じ。）に對するもの（オンライン講習を除く。） 八〇〇円 | 二十三 第十一号に掲げる講習で法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転 |
| | 十九 第十一号に掲げる講習で法第九十二条の表の備考一の3に規定する一般運転者に対するもの 八〇〇円 | 二十 第十一号に掲げる講習で法第九十二条の表の備考一の4に規定する違反運転者等（令第三十条の七第二項の基準に該当しない者に限る。）に對するもの 八〇〇円 | | | |

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>者等のうち特 定基準不該当 者に対するオ ンライン講習 二〇〇円</p> | <p>二十四 第十一 号に掲げる講 習で法第九十 五条の六第一 項の表の備考 一の二に規定 する違反運転 者等のうち特 定基準不該当 者でないもの に対するもの 一、四〇〇円</p> | <p>二十五 第十二 号に掲げる講 習で法第七十 一条の五第三 項に規定する 普通自動車対 応免許(以下 この項におい て「普通自動 車対応免許」 という。)を 受けている者 (法第九十七 条の二第一項 第三号イ及び ハに掲げる者 並びに法第百 一条の四第三 項の規定の適 用を受ける者 を除く。)に 対するもの 六、六〇〇円</p> | <p>二十六 第十二 号に掲げる講 習で普通自動 車対応免許を 受けている者 (法第九十七 条の二第一項 第三号イ若し くはハに掲げ る者又は法第 百一条の第四 三項の規定の 適用を受ける 者に限る。)又 は第一種運 転免許若しく は第二種運転 免許であつて 普通自動車対 応免許以外の もののみを受 けている者に 対するもの 二、九五〇円</p> |
|---|---|---|--|

| | | |
|---|---|--|
| <p>十一 第十一 号に掲げる講 習で法第九十 一条の二第一 項の表の備考 一の4に規定 する違反運転 者等(令第三 十三条の第七 二項の基準に 該当しない者 を除く。)に 対するもの 一、三五〇円</p> | <p>二十二 第十二 号に掲げる講 習で法第七十 一条の五第三 項に規定する 普通自動車対 応免許(以下 この項におい て「普通自動 車対応免許」 という。)を 受けている者 (法第九十七 条の二第一項 第三号イ及び ハに掲げる者 並びに法第百 一条の四第三 項の規定の適 用を受ける者 を除く。)に 対するもの 六、四五〇円</p> | <p>二十三 第十二 号に掲げる講 習で普通自動 車対応免許を 受けている者 (法第九十七 条の二第一項 第三号イ若し くはハに掲げ る者又は法第 百一条の第四 三項の規定の 適用を受ける 者に限る。)又 は第一種運 転免許若しく は第二種運転 免許であつて 普通自動車対 応免許以外の もののみを受 けている者に 対するもの 二、九〇〇円</p> |
|---|---|--|

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------|------------------------|--|---|--------------|-------------|--|---|--|---|---|--|---|
| <p>法第百八条の三第一項、第百八条の三の二又は第百八条の三の三の規定による通知（法第百八条の二第一項第十号、第十三号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者に対するものに限る。）</p> | <p>通知手数料</p> | <p>一、〇〇〇円 〇五〇円</p> | <p>三十一、第十六号に掲げる講習 講習一時間につき二、一〇〇円</p> | <p>法第百八条の三第一項、第百八条の三の二又は第百八条の三の三の規定による通知（法第百八条の二第一項第十号、第十三号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者に対するものに限る。）</p> | <p>通知手数料</p> | <p>九〇〇円</p> | <p>二十七、第十五号又は第十六号に掲げる講習 講習一時間につき二、〇〇〇円</p> | <p>二十八、第十三号に掲げる講習で実車等指導を含まないもの 九、三五〇円</p> | <p>二十九、第十四号に掲げる講習 講習一時間につき二、六〇〇円</p> | <p>三十五、第十三号に掲げる講習で二十四に掲げるもの以外のもの 五〇〇円</p> | <p>三十四、第十三号に掲げる講習で道路交通法施行規則（昭和三十五年昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八号第三項第八号の表第一号下欄に掲げる講習方法に係るもの 九、〇五〇円</p> | <p>二十七、第十三号に掲げる講習で自動車等（これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む）を使用する指導（以下この項において「実車等指導」という。）を含むもの 九〇〇円</p> | <p>三十四、第十三号に掲げる講習で道路交通法施行規則（昭和三十五年昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八号第三項第八号の表第一号下欄に掲げる講習方法に係るもの 九、〇五〇円</p> |
| <p>令第三十七条の六に規定する法第百八条の二第二項の規定による講習</p> | <p>特定任意講習手数料</p> | <p>一、四〇〇円</p> | <p>一、五〇〇円</p> | | | | | | | | | | |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三項の規定 公布の日
 - 二 第一条及び附則第二項の規定 令和七年三月一日
 - 三 第二条、第四条及び附則第四項の規定 令和七年三月二十四日
 - 四 第三条の規定 令和七年四月一日
- (経過措置)
- 2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号。以下「改正法」という。）附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号。以下「第一条改正後大麻法」という。）第二条第四項に規定する大麻草採取栽培者の免許の有効期間内において、当該大麻草採取栽培者が前項第二号に定める日以後に第一条改正後大麻法第六条第三項の規定による大麻草採取栽培者の登録事項の変更及び第一条改正後大麻法第七条第三項の規定による大麻草採取栽培者免許証の再交付のために納付すべき手数料については、なお従前の例による。
 - 3 第一条の規定による改正後の広島県手数料条例別表大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号。以下この項において「法」という。）の項の規定の施行前に、改正法附則第七条の規定に基づき改正法第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第五条第一項の規定の例により行われる免許の申請に対する審査については、一件につき二万千六百円の手数料を徴収する。
 - 4 第二条の規定の施行前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、同条の規定による改正後の広島県手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴う用語及び第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料の改正など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第九十一号議案

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部
を改正する条例案
修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部
を改正する条例

修学資金等の返還債務の免除に関する条例（平成二十六年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|------------|---|------------|---|
| 第一条（略） | 修学資金等の種類（略） | 第一条（略） | 修学資金等の種類（略） |
| 広島県医師養成奨学金 | 学校教育法による大学（以下「大学」という。）において医学に関する学科を専攻する者、同法による大学院（以下この項において「大学院」という。）において医学に関する研究科を専攻する者又は医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修（以下この項において「臨床研修」という。）を修了後、医療機関において専門分野における研修として知事が認める研修（以下この項において「後期研修」という。）を受けている者で、県内の公的医療機関等（医療法第三十一条に規定する公的医療機関）国立大学法人法（平成十五年法律第一百一十号）第一条第一項に規定する国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第三条に規定す | 広島県医師養成奨学金 | 学校教育法による大学（以下「大学」という。）において医学に関する学科を専攻する者、同法による大学院（以下この項において「大学院」という。）において医学に関する研究科を専攻する者又は医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修（以下この項において「臨床研修」という。）を修了後、医療機関において専門分野における研修として知事が認める研修（以下この項において「後期研修」という。）を受けている者で、県内の公的医療機関等（医療法第三十一条に規定する公的医療機関）国立大学法人法（平成十五年法律第一百一十号）第一条第一項に規定する国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第三条に規 |
| | 免除の条件（略） | | 免除の条件（略） |
| | 免除の範囲（略） | | 免除の範囲（略） |

| | | | | | | | |
|-----|---|-----|-----|-----|--|-----|-----|
| (略) | る独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）第二条に規定する独立行政法人国立病院機構及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人が開設する病院（医療法第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下この項において同じ。）並びに知事が別に指定する病院及び診療所（同法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。）をいう。以下この項において同じ。（において医師として、その業務に従事し、かつ、知事が指定する県内の中山間地域等の公的医療機関等又は県内の公的医療機関等の知事が指定する診療科（以下この項において「指定中山間地域等公的医療機関等」と総称する。）において医師として、その業務に従事しようとするものに対し、その者の修学又は研修のための便宜を図るため貸し付けた奨学金 | (略) | (略) | (略) | 定する独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）第三条に規定する独立行政法人国立病院機構及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人が開設する医療法第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下この項において同じ。（において医師として、その業務に従事し、かつ、知事が指定する県内の中山間地域等の公的医療機関等又は県内の公的医療機関等の知事が指定する診療科（以下この項において「指定中山間地域等公的医療機関等」と総称する。）において医師として、その業務に従事しようとするものに対し、その者の修学又は研修のための便宜を図るため貸し付けた奨学金 | (略) | (略) |
|-----|---|-----|-----|-----|--|-----|-----|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

県内の医療提供体制の確保に向けて、広島県医師育成奨学金について医師として従事することにより返還の債務を免除することができる医療機関を見直し、地域の実情に応じて必要な医師を柔軟に配置できるようにするため、この条例案を提出する。

県第九十二号議案

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
 生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（生活指導等） 第十一条（略）</p> <p>2 救護施設の設置者は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</p> <p>31 2 救護施設の設置者は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</p> <p>（生活指導等） 第十八条 更生施設の設置者は、入所者の勤労意欲を高めるとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体 の条件に適合する個別支援計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>21 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第十一条第一項の規定を準用する。</p> <p>（作業指導） 第十九条 更生施設の設置者は、入所者に対し、前条第一項の個別支援計画に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> | <p>（生活指導等） 第十一条（略）</p> <p>2 救護施設の設置者は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</p> <p>（生活指導） 第十八条 更生施設の設置者は、入所者の勤労意欲を高めるとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体 の条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>（作業指導） 第十九条 更生施設の設置者は、入所者に対し、前条の更生計画に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、救護施設及び更生施設について入所者ごとの個別支援計画の作成を義務付けるなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第九十二号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり広島県総合行政通信網再編整備工事（地上系）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 広島県総合行政通信網再編整備工事（地上系）
- 二 工事場所 広島市中区基町一〇番五二号県庁統制局外五五か所
- 三 請負金額 二、二三三、〇〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 東京都港区芝五丁目七番一号
日本電気株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和八年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県総合行政通信網再編整備工事(地上系)の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第九十四号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり令和六年度農山漁村地域整備交付金林道比和・新庄線（君田・布野区間）冠山トンネル工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 令和六年度農山漁村地域整備交付金林道比和・新庄線（君田・布野区間）冠山トンネル工事
- 二 工事場所 三次市君田町茂田から同市布野町上布野まで
- 三 請負金額 一、七一一、七五〇、〇〇〇円
- 四 請負者 東京都千代田区富士見二丁目一〇番二号
前田建設工業株式会社
呉市中央三丁目一二番四号
大之木建設株式会社
広島市南区出島一丁目三三番四六号
宮田建設株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和八年五月十三日まで

(提案理由)

令和六年度農山漁村地域整備交付金林道比和・新庄線(君田・布野区間)冠山トンネル
工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第九十五号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり福山沼隈線道路改良工事（R六―二工区）その二の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 福山沼隈線道路改良工事（R六―二工区）その二
- 二 工事場所 福山市瀬戸町
- 三 請負金額 一、一四四、〇〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 広島市東区光町二丁目六番三一号
極東興和株式会社
東京都江東区豊洲五丁目六番五二号
オリエンタル白石株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和八年二月二十五日まで

(提案理由)

福山沼隈線道路改良工事（R六―二工区）その二の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第九十六号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり広島港廿日市木材製品八号上屋新築工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 広島港廿日市木材製品八号上屋新築工事
- 二 工事場所 廿日市市木材港南
- 三 請負金額 五六一、〇〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 呉市中央三丁目二番四号
大之木建設株式会社
広島市中区東千田町二丁目九番五七号
広電建設株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和七年九月十七日まで

(提案理由)

広島港廿日市木材製品八号上屋新築工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求めらる。

県第九十七号議案

工事請負契約の変更について

令和三年県第百二号議案により契約を締結することについて議決を得、令和五年県第七十三号議案により工期を変更することについて議決を得た福山沼隈線道路改良工事（R三―七工区）の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、県議会の議決を求めらる。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

| | 変 更 後 | 変 更 前 |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 一・二 請負金額 | 円 二、六三三、九二九、一〇〇 | 一・二 請負金額 |
| 四・五 (略) | | 四・五 (略) |
| | | 円 二、四七八、三〇〇、〇〇〇 |

(提案理由)

令和三年県第百二号議案により契約を締結することについて議決を得、令和五年県第七十三号議案により工期を変更することについて議決を得た福山沼隈線道路改良工事（R三―七七工区）の請負契約については、労務単価等の変動に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要があるため、県議会の議決を求める。

県第九十八号議案

工事請負契約の変更について

令和六年県第三十三号議案により契約を締結することについて議決を得た一般県道弁財天加計線道路改良工事（トンネル工区）の請負契約の請負金額及び工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

| 変 更 後 | | 変 更 前 | |
|--------------------|--------------|--------------------|--------------|
| 一・二 請負金額 (略) | 九六五、二二〇、二〇〇円 | 一・二 請負金額 (略) | 八八〇、〇〇〇、〇〇〇円 |
| 四 (略) | 議決の日の翌日から | 四 (略) | 議決の日の翌日から |
| 五 工 期 | 令和七年三月二十七日まで | 五 工 期 | 令和七年三月十三日まで |

(提案理由)

令和六年県第三十三号議案により契約を締結することについて議決を得た一般県道弁財天加計線道路改良工事(トンネル工区)の請負契約については、労務単価の変動に伴う設計変更や工事工程の精査等により、請負金額及び工期を変更する必要があるため、県議会での議決を求める。

県第九十九号議案

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

- | | |
|--------|-------------------------|
| 所 在 | 安芸郡坂町北新地三丁目二〇二五番一外一筆 |
| 種 別 | 土地 |
| 地 目 | 雑種地 |
| 面 積 | 八五、一八七・〇四平方メートル |
| 二 取得価格 | 七、三八五、七一六、三六八円 |
| 三 相手方 | 安芸郡府中町新地三番一号 マツダ株式会社 |

(提案理由)

広島港海田地区の公共ふ頭用地を拡張するための用地を取得しようとするものであるが、買い入れようとする土地の予定価格が七千万円以上であり、かつ、その面積が二万平方メートル以上であるため、県議会の議決を求める。

県第百号議案

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

| 所在 | 種別 | 構造又は種目 | 面積又は数量 |
|-----------------------------------|----|------------------------|--------------------------|
| 安芸郡坂町北 新地三丁目一 二〇一五番一 外一筆 | 建物 | 鉄骨造二階建て | 一棟 延べ一五、八六九・八一 平方メートル |
| 〃 | 〃 | 鉄骨造平屋建て | 七棟 延べ六、四八二・〇五平 方メートル |
| 〃 | 〃 | コンクリートブロック造 平屋建て | 二棟 延べ五〇・〇〇平方メー トル |
| 〃 | 〃 | コンクリートブロック・ 鉄骨造平屋建て | 一棟 延べ三二・〇五平方メー トル |
| 〃 | 〃 | 軽量鉄骨造平屋建て | 二棟 延べ一五・七六平方メー トル |

二 取得価格 四〇四、二五〇、〇〇〇円

三 相手方 安芸郡府中町新地三番一号

マツダ株式会社

(提案理由)

広島港海田地区の公共ふ頭用地を拡張することに伴い、建物を取得しようとするものであるが、買い入れようとする建物の予定価格が七千万円以上であるため、県議会の議決を求めらる。

県第百一号議案

権利の放棄について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、次
のとおり権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 放棄する権利

消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権

二 放棄する権利の表示

| 区 分 | 調定年度 | 債 権 額 |
|-------------|--------|-------------|
| | | |
| 試験研究受託金 | 平成三三年度 | 八三八、〇〇〇円 |
| | 令和五年度 | 一、〇〇七、三七〇円 |
| 損害償金 | 平成一四年度 | 七四、五〇〇円 |
| | 平成一五年度 | 六七、二五〇円 |
| 母子福祉資金貸付元利金 | 平成一六年度 | 四〇、二五〇円 |
| | 令和四年度 | 四一七円 |
| | 令和五年度 | 二二、二七三円 |
| | 令和六年度 | 二五一、九二二円 |
| 中小企業支援資金貸付金 | 昭和六一年度 | 四、〇四四、四三八円 |
| | 昭和六二年度 | 一六、六六九、〇〇〇円 |
| | 昭和六三年度 | 一六、六六九、〇〇〇円 |
| | 平成元年度 | 一六、六六九、〇〇〇円 |
| | 平成二年度 | 一六、六六九、〇〇〇円 |
| | 平成三年度 | 一六、六六九、〇〇〇円 |
| | 平成四年度 | 一六、六六九、〇〇〇円 |
| | 平成五年度 | 一六、六六九、〇〇〇円 |
| | 平成六年度 | 一六、六六九、〇〇〇円 |
| | 平成七年度 | 四一、六一〇、四五〇円 |
| | 平成八年度 | 三三、五二二、七〇〇円 |
| | 平成九年度 | 二四六、一二〇円 |
| 県営住宅使用料 | 平成三二年度 | 一三、三〇〇円 |
| 応急措置等求償金 | 平成三三年度 | 一六、六六九、〇〇〇円 |
| | 平成三四年度 | 一六、六六九、〇〇〇円 |

(提案理由)

税外債権の徴収整理を効率的に進めるため、消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権に関し、権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

県第百二二号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県広島ヘリポートの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県広島ヘリポート

二 指定管理者となる団体の名称

東京都中央区勝どき一丁目一三番一号

株式会社 日本空港コンサルタンツ

東京都中央区京橋三丁目一三番一号

大成有楽不動産株式会社

三 指定の期間

令和七年四月一日から

令和十二年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県広島ヘリポートの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四
条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百三号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり県営舟入住宅外二十五県営住宅及び県営舟入住宅駐車場外二十六県営住宅駐車場の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

県営舟入住宅、県営吉島住宅、県営吉島東住宅、県営長寿園北高層住宅、県営新山住宅、県営牛田住宅、県営牛田高層住宅、県営平林住宅、県営宇品住宅、県営鯉港住宅、県営比治山住宅、県営東観音住宅、県営西観音住宅、県営福島住宅、県営東海田住宅、県営海田住宅、県営海田月見住宅、県営熊野住宅、県営西熊野住宅、県営坂住宅、県営第二平成ヶ浜住宅、県営第三平成ヶ浜住宅、県営長寿園南高層住宅、県営小河内住宅、県営福島北住宅及び県営福島西住宅並びに県営舟入住宅駐車場、県営吉島住宅駐車場、県営吉島東住宅駐車場、県営長寿園北高層住宅駐車場、県営長寿園南高層住宅一号館駐車場、県営牛田高層住宅駐車場、県営平林住宅駐車場、県営宇品住宅駐車場、県営鯉港住宅駐車場、県営比治山住宅駐車場、県営東観音住宅駐車場、県営西観音住宅駐車場、県営小河内住宅駐車場、県営福島北住宅駐車場、県営福島西住宅駐車場、県営海田月見住宅駐車場、県営熊野住宅駐車場、県営西熊野住宅駐車場、県営坂住宅駐車場、県営第二平成ヶ浜住宅駐車場及び県営第三平成ヶ浜住宅駐車場

二 指定管理者となる団体の名称

広島市西区己斐本町二丁目一九番二号

広島県ビルメンテナンス協同組合

三 指定の期間

令和七年四月一日から

令和十二年三月三十一日まで

(提案理由)

県営舟入住宅外二十五県営住宅及び県営舟入住宅駐車場外二十六県営住宅駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第四百四号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり県営青原住宅外二十県営住宅及び県営青原住宅駐車場外二十県営住宅駐車場の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求めらる。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

県営青原住宅、県営西山本住宅、県営下大町住宅、県営上安住宅、県営第二上安住宅、県営安佐住宅、県営緑丘住宅、県営梅林住宅、県営城山住宅、県営別所住宅、県営虹山住宅、県営高陽住宅、県営あさひが丘住宅、県営栗屋住宅、県営三次住宅、県営王之段大歳住宅並びに県営青原住宅駐車場、県営西山本住宅駐車場、県営下大町住宅駐車場、県営上安住宅駐車場、県営第二上安住宅駐車場、県営安佐住宅駐車場、県営緑丘住宅駐車場、県営梅林住宅駐車場、県営城山住宅駐車場、県営別所住宅駐車場、県営虹山住宅駐車場、県営高陽住宅駐車場、県営あさひが丘住宅駐車場、県営栗屋住宅駐車場、県営三次住宅駐車場、県営王之段住宅駐車場、県営西三次住宅駐車場、県営八次住宅、県営本町住宅、県営本町上野住宅及び県営本町大歳住宅駐車場、県営本町上野住宅駐車場及び県営本町大歳住宅駐車場

二 指定管理者となる団体の名称

広島市西区己斐本町二丁目一九番三号

広島県ビルメンテナンス協同組合

三 指定の期間

令和七年四月一日から

令和十二年三月三十一日まで

(提案理由)

県営青原住宅外二十県営住宅及び県営青原住宅駐車場外二十県営住宅駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百五号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり県営二河住宅外十県営住宅及び県営二河住宅駐車場外十県営住宅駐車場の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

県営二河住宅、県営登町住宅、県営阿賀住宅、県営豊栄住宅、県営鍋山住宅、県営此原住宅、県営宮ヶ迫住宅、県営第三焼山住宅、県営広住宅、県営小坪住宅及び県営長浜住宅並びに県営二河住宅駐車場、県営登町住宅駐車場、県営阿賀住宅駐車場、県営豊栄住宅駐車場、県営鍋山住宅駐車場、県営此原住宅駐車場、県営宮ヶ迫住宅駐車場、県営第三焼山住宅駐車場、県営広住宅駐車場、県営小坪住宅駐車場及び県営長浜住宅駐車場

二 指定管理者となる団体の名称

呉市阿賀南一丁目八番四九号

ビルックス株式会社

三 指定の期間

令和七年四月一日から

令和十二年三月三十一日まで

(提案理由)

県営二河住宅外十県営住宅及び県営二河住宅駐車場外十県営住宅駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第六百六号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり県営成井住宅外七県営住宅及び県営成井住宅駐車場外七県営住宅駐車場の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

県営成井住宅、県営丸子山住宅、県営第二丸子山住宅、県営田の浦住宅、県営諏訪住宅、県営御藪宇住宅、県営平岩住宅及び県営西高屋住宅並びに県営成井住宅駐車場、県営丸子山住宅駐車場、県営第二丸子山住宅駐車場、県営田の浦住宅駐車場、県営諏訪住宅駐車場、県営御藪宇住宅駐車場、県営平岩住宅駐車場及び県営西高屋住宅駐車場

二 指定管理者となる団体の名称

呉市西中央四丁目六番三号

株式会社 くれせん

三 指定の期間

令和七年四月一日から

令和十二年三月三十一日まで

(提案理由)

県営成井住宅外七県営住宅及び県営成井住宅駐車場外七県営住宅駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百七号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり県営玉の井住宅外五県営住宅及び県営玉の井住宅駐車場外五県営住宅駐車場の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

県営玉の井住宅、県営廿日市住宅、県営地御前住宅、県営大竹住宅、県営北栄住宅及び県営東栄住宅並びに県営玉の井住宅駐車場、県営廿日市住宅駐車場、県営地御前住宅駐車場、県営大竹住宅駐車場、県営北栄住宅駐車場及び県営東栄住宅駐車場

二 指定管理者となる団体の名称

広島市西区己斐本町二丁目一九番三号

広島県ビルメンテナンス協同組合

三 指定の期間

令和七年四月一日から

令和十二年三月三十一日まで

(提案理由)

県営玉の井住宅外五県営住宅及び県営玉の井住宅駐車場外五県営住宅駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百八号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり県営東町住宅外十九県営住宅及び県営東町住宅駐車場外十九県営住宅駐車場の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求めらる。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

県営東町住宅、県営中之町住宅、県営倉之内住宅、県営七宝住宅、県営明神住宅、県営須波住宅、県営宗郷住宅、県営円一住宅、県営皆実住宅、県営のぞみが浜住宅、県営古浜住宅、県営栗原住宅、県営三美園住宅、県営新高山住宅、県営向東住宅、県営肥浜住宅、県営高須住宅、県営土生住宅、県営小田浦住宅及び県営室屋住宅並びに県営東町住宅駐車場、県営中之町住宅駐車場、県営倉之内住宅駐車場、県営七宝住宅駐車場、県営明神住宅駐車場、県営須波住宅駐車場、県営宗郷住宅駐車場、県営円一住宅駐車場、県営皆実住宅駐車場、県営のぞみが浜住宅駐車場、県営古浜住宅駐車場、県営栗原住宅駐車場、県営三美園住宅駐車場、県営新高山住宅駐車場、県営向東住宅駐車場、県営肥浜住宅駐車場、県営高須住宅駐車場、県営土生住宅駐車場、県営小田浦住宅駐車場及び県営室屋住宅駐車場

二 指定管理者となる団体の名称

尾道市新浜一丁目九番二二号
株式会社 堀田組
尾道市新浜一丁目一四番一一号
株式会社 誠和

三 指定の期間

令和七年四月一日から
令和十二年三月三十一日まで

(提案理由)

県営東町住宅外十九県営住宅及び県営東町住宅駐車場外十九県営住宅駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百九号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり県営城東住宅外十五県営住宅及び県営城東住宅駐車場外十五県営住宅駐車場の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

県営城東住宅、県営港町住宅、県営泉住宅、県営南泉住宅、県営吉津住宅、県営向ヶ丘住宅、県営高屋住宅、県営引野住宅、県営日吉台住宅、県営城興ヶ丘住宅、県営蔵王住宅、県営駅家住宅、県営神村住宅、県営南松永住宅、県営府中住宅及び県営高木住宅並びに県営城東住宅駐車場、県営港町住宅駐車場、県営泉住宅駐車場、県営南泉住宅駐車場、県営吉津住宅駐車場、県営向ヶ丘住宅駐車場、県営高屋住宅駐車場、県営引野住宅駐車場、県営日吉台住宅駐車場、県営城興ヶ丘住宅駐車場、県営蔵王住宅駐車場、県営駅家住宅駐車場、県営神村住宅駐車場、県営南松永住宅駐車場、県営府中住宅駐車場及び県営高木住宅駐車場

二 指定管理者となる団体の名称

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社 東急コミュニティー

三 指定の期間

令和七年四月一日から

令和十二年三月三十一日まで

(提案理由)

県営城東住宅外十五県営住宅及び県営城東住宅駐車場外十五県営住宅駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百十号議案

当せん金付証券の発売総額について

当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第四条第一項の規定により、令和七年度に発売できる当せん金付証券の発売総額について、次のとおり県議会の議決を求めらる。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和七年度に発売できる当せん金付証券の発売総額は、次のとおりとする。

一三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円以内

(提案理由)

令和七年度に発売できる当せん金付証券の上限額を定めるため、県議会の議決を求める。

県第百十一号議案

広島県公立大学法人に係る中期目標を定めること について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十五条第一項の規定により、次のとおり広島県公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めることについて、同条第三項の規定により、県議会の議決を求める。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県公立大学法人第四期中期目標 基本的な考え方

県立広島大学は、平成十七年度にそれまでの県立広島女子大学、広島県立大学、広島県立保健福祉大学を統合・再編して誕生し、平成十九年度には、地方独立行政法人による運営形態への移行を行ったところであるが、これまでの百年を超える伝統・歴史を受け継ぎ、県立の大学として一貫して、地域社会からの要請を踏まえ、地域の社会・経済・文化等を担う人材を輩出してきた。

「地域に根ざした、県民から信頼される大学」として、時代の要請に応え、社会で活躍できる人材を継続的に養成していくため、学部・学科等再編を行い、専攻分野における深い学びをベースとしつつ、幅広い学びや能動的な学修の導入により、地域や社会の課題を掘り下げ、その解決に向けて主体的に取り組むことができる「課題探究型地域創生人材」の育成を進めてきたところである。

そうした中、社会は大きな変革の時を迎えており、グローバル化の波は都市部や中山間地域を問わず国民生活の隅々まで浸透し、AIをはじめとするデジタル技術は、産業や文化を一変させるような革新的な進展を見せている。また、社会的課題の要因は複雑化するとともに国民のニーズは多様化し、誰もが納得できる解決策を見出し難くなっている中、新たな価値を創造し、社会を持続的に発展させていくことが求められている。

こうした現状・課題の認識のもと、広島県では、社会を俯瞰できる視野を持ち、複雑・専門化した知を統合して解決策を導き出し、新たな価値を創造する人材を育成する必要があるとの認識から、徹底したリベラル・アーツ教育や課題解決演習（PBL）、体験・実践活動を中心とした「新たな教育モデル」を実践する叡啓大学を設立した。

前中期目標期間においては、叡啓大学が掲げる教育を実践し、最終年度に初の卒業生を輩出したところであり、引き続き、この歩みを着実に進めるとともに、社会との結び付きを一層強め、学生の成長だけではなく社会の発展に貢献できる大学として更なる発展を目指す。

一方、専門分野を深く学び、真理を探究する人材は、持続的な社会の発展に欠くことのできない人材であり、こうした人材を育成する県立広島大学においては、前中期目標期間

中に行った改革・改善の取組を更に発展させるとともに、学部・学科等再編の検証を行い、時代の変化や要請に的確に対応しながら、より一層、同大学の特色を活かせるよう組織や教育課程の編成を行い、県民に信頼される大学として発展を目指す。

広島県公立大学法人においては、教育内容や求められる役割が異なる二つの県立大学を擁する法人として、効率的な運営体制を維持しながら教職員の育成や多様な人材の確保に取り組み、それぞれの大学の特徴が十分に発揮され、層の厚い人材を社会へ送り出せるよう運営するとともに、両大学の連携によるシナジー効果が最大限発揮されるよう取組を進める。

一 中期目標の期間

令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの六年間とする。

二 教育研究等の質の向上に関する目標

1 県立広島大学

(一) 教育に関する目標

(1) 育成すべき人材に関する目標

専門的な知識・技能をベースとして、地域の課題を主体的に考え、解決に向けて行動できる実践力や、多様性を尊重する国際感覚、豊かなコミュニケーション能力を身に付け、生涯にわたり学び続ける自律的な学修者として、地域創生に貢献できる「課題探究型地域創生人材」の育成を行う。

(2) 学士課程教育に関する目標

ア 全学共通教育と専門教育のそれぞれのカリキュラムを体系的かつ的確に配置し、専門分野の探究による専門知識や技能の修得をはじめ、幅広い視野や能動的に学修し続ける力、多様性や包摂性の理解、批判的な思考力、粘り強く課題を探究し実践につなげる力を修得させ、学生一人ひとりが自身の未来を切り開いていける能力を着実に育成する。

イ 多様性を尊重する国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するため、海外の大学との提携や学生に対する支援を強化し、学生の海外留学や留学生の受入れを推進する。

ウ 前中期目標期間に実施した学部・学科等再編の検証を踏まえ、教育内容の充実や学科の設置など、改組を含めて検討する。

(3) 大学院教育等に関する目標

ア 学術研究の高度化と優れた研究者養成機能等の強化を図り、幅広い視野と応用的実践力を兼ね備えた高度専門職業人や研究者の育成を目指す。

イ 総合学術研究科において、学部・学科等再編の検証結果を踏まえて、定員充足率改善を含めた大学院教育の高度化・再編を推進する。

ウ 大学院教育が、社会人が高度な専門性を学ぶ場としても活用されるよう、社

会人にとって学びやすい柔軟なカリキュラムや学修環境を整備する。

エ 経営管理研究科（H B M S）において、高度な専門能力と卓越した実践力を備えた次世代型リーダーを継続的に育成するとともに、他のビジネススクールとの差別化を図り、他に類を見ない独自性を有する「一流のビジネススクール」を目指して、教育プログラムの再編を進めるとともに、自律的な運営に向けて外部資金の獲得促進に取り組む。また、社会情勢等を踏まえたH B M Sの将来構想について検討する。

(4) 教育の質の向上に関する目標

ア 教学I Rに基づき、学修成果を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に活用するなど、教学マネジメントの確立を推進する。

イ 教育の質の向上を図るため、授業内容や方法を改善し、向上させるための組織的な取組（ファカルティ・ディベロップメント）を着実に実施する。

(二) 研究に関する目標

(1) 研究の実施体制等の整備及び研究水準等に関する目標

ア 研究活動の推進に当たっては、大学の人的・知的資源を多面的に活用できる基盤づくりや実施体制の整備に取り組む。

イ 研究力強化のため、科学研究費補助金の獲得支援や産学官連携の推進などを通じて、外部研究資金の導入を促進する。

(2) 研究の成果等に関する目標

人材育成及び地域社会の活性化に貢献するため、県内産業の振興や地域社会の課題の解決に資する研究に重点を置いて取り組み、その研究成果を地域へ還元する。また、複雑化・高度化する地域社会の課題に的確に対応していくため、学部・学科等の枠組みを超えた研究を推進する。

(三) 地域貢献に関する目標

(1) リカレント教育や意欲ある高校生の参加、地域における生涯学習を促すため、働きながら学べるカリキュラムや公開講座の提供など、県民に開かれた大学教育を展開する。

(2) 地域や自治体等との一層の連携強化等を通じて、地域基盤研究機構、S M O F ロンティア研究所等を拠点に大学全体として、企業、非営利組織、市町などの多様な主体と連携・協働した活動の活発化を図り、地域活性化や地域支援に取り組む。

(四) 大学連携に関する目標

他大学との連携を強化し、連携講座やプロジェクト等を実施することにより、多様な人材の育成をはじめ、産業界や地域社会の多様かつ高度な期待に答えていく。

(五) 戦略的広報等に関する目標

(1) 教育、研究、地域貢献等の状況等について、広報の目的、ターゲット、メッセ

ージを明確化し、戦略的な広報を展開する。

(2) 戦略的な広報活動のほか、高大接続、高校訪問などを通じて、より多くの志願者を選ばれるよう取り組む。

(六) 学生支援に関する目標

(1) 多様な背景やニーズを持つ学生が、目的と意欲をもって学修に取り組み、学生個々の学修目的や習熟度に応じた確かな支援の充実を図る。

(2) 学生が安心して、充実した学生生活を送ることができるよう、事故や災害及びメンタルヘルス等への対応並びに感染症や薬物への対策など、心身の健康に関するきめ細かな支援を行う。

(3) 学生が経済的に安定した環境で学修に取り組むことができるよう、奨学金制度の活用及び授業料の減免等の経済的な支援を適切に実施する。

(七) キャリア形成支援に関する目標

学生が自ら目指す将来像を明確にし、その実現に向けた計画的な学修や適切な進路選択ができるよう、キャリア教育を推進するとともに、地域社会のニーズや要請なども踏まえ、求人情報の提供や、関係機関と連携した県内企業等と接する機会の提供、学生からの個別相談への対応など、学生へのきめ細かな支援を行う。

2 叡啓大学

(一) 教育に関する目標

(1) 育成すべき人材に関する目標

先行き不透明な社会経済情勢の中で、地域や国際社会に貢献する高い志を持ち、「解のない課題に果敢にチャレンジし、粘り強く新しい時代を切り開いていく人材」の育成に取り組む。

「育成する資質・能力（コンピテンシー）」

ア 幅広い教養とデジタルリテラシーを基盤にグローバルな視点で課題を発見し、統合的な解決策を戦略的に立案する力【先見性】【戦略性】

イ 多様性（ダイバーシティ）を尊重し、異なる文化・価値観等を有する他者と協働できる力【グローバル・コラボレーション力】

ウ 生涯にわたって学び続ける姿勢を持ち、何事にもリーダーシップを持ってチャレンジし、やり抜く力【実行力】【自己研鑽力】

(2) 教育プログラム等に関する目標

ア リベラル・アーツやデジタルリテラシー、実践英語などの学修による知識・スキルの修得に加え、課題解決演習や体験・実践活動においてそれらを実践・応用する教育を展開し、五つのコンピテンシーの育成に取り組む。

イ 県内外の企業や自治体、国際機関など、多様な主体との連携拠点「叡啓大学実践教育プラットフォーム協議会」の拡大・充実を図るとともに、広く学外機関、団体との連携を確保し、教育の充実に取り組む。

ウ 様々な国・地域からの留学生に加え、社会人の受入れを拡大するなど、課題解決や新しい価値創造の基盤となる多様な価値観が集うキャンパスの充実を図る。

エ 開学後四年間の取組の成果や課題の検証等を踏まえ、大学の更なる発展に向けて、教育プログラムの改善に取り組む。

(3) 教育の質の向上に関する目標

ア 授業内容・実施方法等の改善に資する組織的な取組（ファカルティ・ディベロップメント）を強化し、教育の質の向上を図るとともに、教員による学修・キャリア支援の充実に取り組む。

イ 教育の質保証に向けて、自己点検・評価に基づく課題の特定と改善のサイクルを効果的に実施するため、教学マネジメント体制の強化を図る。

(二) 研究に関する目標

教員の専門分野や分野横断的な研究に取り組み、教育の質の向上につながる好循環を創り出す。

(三) 社会貢献に関する目標

(1) 多様な機関・団体と連携し、様々な社会課題の解決や新たな価値の創造を通じて、地域から国際社会まで広く貢献する。

(2) 新たな教育モデルの実践や研究・社会連携の活動等を通じて得られた成果や知見について、大学・高校等を含めて社会に幅広く還元する。

(四) 大学連携に関する目標

他大学との連携を強化し、連携講座やプロジェクト等を実施することにより、多様な人材の育成をはじめ、産業界や地域社会の多様かつ高度な期待に応えていく。

(五) 志願者獲得に関する目標

(1) 大学の求める資質・能力を有する学生を十分に確保するため、これまでの出願状況等を検証の上、志願者獲得に向けた取組を戦略的に展開する。

(2) より一層の多様性の実現に向けて、これまでの留学生の出願状況等を踏まえ、留学生獲得に向けた取組を戦略的に展開する。

(六) 認知度・ブランド価値向上に関する目標

大学のブランド確立に取り組みとともに、認知度向上に向けて、教育内容、産学連携の取組、学生の活動状況等について、様々な広報手段を活用して幅広く発信するなど、広報活動を強化する。

(七) 学生支援に関する目標

(1) 多様な背景やニーズを持つ学生が、目的と意欲をもって学修に取り組めるよう、学生個々の学修目的や習熟度に応じた的確な支援の充実を図る。

(2) 学生が安心して、充実した学生生活を送ることができるよう、事故や災害及びメンタルヘルス等への対応並びに感染症や薬物への対策など、心身の健康に関する

きめ細かな支援を行う。

- (3) 学生が経済的に安定した環境で学修に取り組むことができるよう、奨学金制度の活用及び授業料の減免等の経済的な支援を適切に実施する。
- (4) 留学生が安心して学修に専念できるよう、学修・生活環境の整備のほか、相互理解の促進やキャリア支援の強化に取り組む。
- (ハ) キャリア形成支援に関する目標
学生が自ら目指す将来像を明確にし、実現に向けた計画的な履修や適切な進路選択ができるよう、キャリア教育の拡充を図るとともに、教職員によるキャリア支援の充実に取り組む。

三 法人経営に関する目標

法人におけるガバナンス機能を適確に発揮し、以下の業務運営等に取り組む。

- 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 - (一) 組織運営の改善に関する目標
二大学を擁する法人として、より一層の効率的かつ効果的な運営体制に向けた取組を進める。
 - (二) 教職員の育成等に関する目標
 - (1) 教職員の業績と能力を公正かつ適正に評価し（教員の業績評価は各学長において実施する。）、その結果を人事、給与等に反映する。
 - (2) 職員の業務執行に係る能力の向上を図るため、職員研修制度の充実などによる人材育成や専門人材の確保に努める。
- 2 財務内容の改善に関する目標
 - (一) 自己収入の改善に関する目標
 - (1) 法人運営の安定性・自律性を高めるため、外部資金の積極的な獲得など、収入源の拡大に向けた取組を強化する。
 - (2) 資産を適切に管理するとともに、安全かつ効率的な運用を行う。
 - (二) 経費の抑制に関する目標
財務の健全性を確保するため、人件費の適正化をはじめ適正かつ効率的な経費の執行により経費の抑制を図る。
 - (三) 施設設備の計画的な更新等に関する目標
長期的な展望に立ち、既存施設の効率的な維持・管理、計画的な施設整備等を行うとともに、固定資産の適切な管理や効率的な利用を図る。
- 3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
中期目標及び中期計画の進捗状況、中期計画に定める指標の達成状況、社会経済情勢の変化、学生及び産業界等のニーズを的確に把握し、大学機関別認証評価等の第三者評価も活用しながら、自己点検・評価を行い、教育研究活動や法人経営の見直し、改善に継続して取り組むとともに、点検や評価の結果については、速やかに公表する。

4 その他業務運営に関する重要目標

(一) 危機管理・安全管理に関する目標

危機管理を徹底し、事故や災害等に適切かつ迅速に対応することができるよう、学生や教職員に対する教育や研修を実施するとともに、関係機関との連携強化を図る。

(二) 社会的責任に関する目標

人権の尊重や法令の遵守など、公立大学法人としての社会的責任を果たす。

(三) 情報公開等の推進に関する目標

教育研究活動や法人経営の透明性を確保するとともに、社会への説明責任を果たすため、情報公開を促進する。

(提案理由)

広島県公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めることについて、県議会の議決を求める。

県第百十二号議案

広島県公立大学法人の定款の一部変更について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第二項の規定により、次とおり広島県公立大学法人の定款の一部変更することについて、県議会の議決を求める。

令和六年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県公立大学法人定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

| 変 更 後 | 変 更 前 |
|---|---|
| <p>(役員会の議を経る事項) 第十七条 (略) 一 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項 二一五 (略)</p> <p>(審議事項) 第二十一条 (略) 一 (略) 二 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの 三二七 (略)</p> <p>(審議事項) 第二十五条 (略) 一 (略) 二 中期計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの 三一九 (略)</p> | <p>(役員会の議を経る事項) 第十七条 (略) 一 中期目標についての知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項 二一五 (略)</p> <p>(審議事項) 第二十一条 (略) 一 (略) 二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの 三二七 (略)</p> <p>(審議事項) 第二十五条 (略) 一 (略) 二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの 三一九 (略)</p> |

附 則

(施行期日)

1 変更後の定款は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和六年度の年度計画に関する事項については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方独立行政法人法の一部が改正され、公立大学法人における年度計画が廃止されたことに伴い、年度計画の文言を削除するため、広島県公立大学法人の定款の一部を変更することについて、県議会の議決を求める。

県第百十三号議案

地方独立行政法人広島県立病院機構に係る中期目標を定めることについて

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十五条第一項の規定により、次のとおり地方独立行政法人広島県立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を定めることについて、同条第三項の規定により、県議会の議決を求める。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

地方独立行政法人広島県立病院機構中期目標

前文

人口減少や高齢化のさらなる進展による疾病構造や医療需要の変化、生産年齢人口の減少など、医療を取り巻く状況が大きく変化する中、すべての県民に、質の高い医療サービスを持続的に提供し続けるためには、新たな医療技術や医療DX（デジタルトランスフォーメーション）に対応していくとともに、高度医療の提供や地域医療の充実に向けた体制整備のため、官学民一体となつてオール広島で取り組むことが重要である。

こうした中、本県においては、令和十二年度に予定している高度医療・人材育成拠点の開院に向け、病院事業の運営主体として、地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「病院機構」という。）を設立し、高度医療・人材育成拠点の開院前から、高度医療の提供に必要な体制を整備し、地域の医療機関との役割分担を進めることとしている。

病院機構は、高度急性期を中心とした全国トップレベルの医療を目指し、救急医療等の充実や医療人材の確保・育成等の取組を着実に進めるとともに、広島県の医療政策として求められる医療の安定的かつ継続的な提供と医療人材の派遣等を通じた地域医療への貢献に取り組み、患者中心の質が高く安全・安心な医療を提供することにより、病院機構としての使命を果たしていくものとし、ここに中期目標を指示する。

第一 中期目標の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日までの五年間とする。

第二 高度医療・人材育成拠点の整備

一 高度医療・人材育成拠点が果たすべき役割

- 1 高度急性期を中心とした医療機能
高度急性期・急性期を担う基幹病院として、全国トップレベルの高水準かつ安全な医療を提供する機能を担うこと。

2 医療人材育成機能

高度急性期医療の提供に必要な医療スタッフを確保するとともに、地域の医療の質を強化するため、若手医師をはじめとする医療人材を惹きつけ、育成する機能を担うこと。

- 3 広島県の医療提供体制を支える機能
中山間地域の医療提供体制の維持及び医療の均てん化に貢献するとともに、地域完結型医療や地域連携を推進し、県民に信頼される病院を目指すこと。
 - 二 高度医療・人材育成拠点整備に向けた取組
1 高度急性期を中心とした医療機能
多くの医療人材や最新の医療機器、多角的な医療技術などを用いて、県民に高度急性期を中心とした全国トップレベルの医療を提供するための体制を整備するとともに、感染症への対応や災害医療の提供などを行い、県の医療政策に貢献すること。
 - 2 医療人材育成機能
患者中心の医療を提供するための人材を確保・育成すること。
(一) 高度急性期を中心とした全国トップレベルの医療を持続的に提供するための人材を確保し、指導体制を確立すること。
(二) 中山間地域をはじめとする県全体の医療提供体制の維持に貢献するため、地域医療を担う人材の確保・育成を図ること。
(三) 持続可能な経営に向けた取組を着実に進めるため、病院経営を担う人材を確保・育成すること。
 - 3 広島県の医療提供体制を支える機能
中山間地域等の医療提供体制の維持に貢献するとともに、地域医療支援病院として地域完結型の医療を実現するための中核的な機能を担う体制を整備すること。
 - 4 その他
(一) 戦略的な広報の推進
高度急性期を中心とした全国トップレベルの医療を提供する基幹病院として県民から信頼され、医療人材や地域の医療機関から選ばれるよう、戦略的な広報活動を行うこと。
(二) 医療DXの推進
最新のICT技術を活用した次世代スマートホスピタルを実現し、病院機能の向上と病院経営の効率化を図ること。
(三) 積極的な臨床研究の実施
高度医療を提供する拠点病院として臨床研究を推進し、医療技術の進歩に寄与すること。
(四) 安定的な経営基盤の構築
持続可能な病院経営を行うため、安定的な経営基盤を構築すること。
- 第三 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 一 高度医療の安定的かつ継続的な提供と地域医療への貢献
1 県立広島病院
(一) 県全域を視野に入れた基幹病院として、救急医療、母子・周産期医療、がん医

- 療をはじめとする高度医療を提供するとともに、診療機能の充実を図ること。
- (二) 地域医療支援病院としての役割を果たすため、地域のかかりつけ医の支援を通じて、地域の医療提供体制確保に貢献すること。
- 2 県立安芸津病院
- (一) 地域の中核的病院として、二次救急医療を担うとともに、地域で不足している小児医療の提供体制の維持・確保などに努めること。
- (二) 地域の医療機関等と連携して、地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。
- 3 県立二葉の里病院
- (一) 地域の基幹病院として、また、地域医療支援病院として、二次救急医療を担うこと。
- (二) 地域の医療機関等と連携して、地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。
- 二 患者の視点に立った医療の提供
- 1 患者にとって最適な医療の提供
- 科学的根拠に基づいた標準治療により、患者にとって最適な医療を提供すること。
- 2 患者等の満足度の向上
- (一) 患者サービスの向上
- (1) 患者の権利を尊重し、信頼と満足が得られる医療サービスを提供すること。
- (2) 病院利用者の利便性に配慮し、利用者のニーズに応えることができるよう努めるとともに、誰もが安全で利用しやすい施設を整備すること。
- (二) 患者支援体制の充実
- (1) 患者とその家族に対する相談機能を充実すること。
- (2) 入院患者が安心して医療を受けることができ、かつ、安心・納得して退院し早期に住み慣れた地域で療養や生活ができるよう入院支援を行うこと。
- (3) 外国人患者への対応を強化し、受入体制を充実すること。
- 3 積極的な情報発信
- 各病院が提供する診療情報及び経営に関する情報等を積極的に発信し、県民から信頼される病院づくりに努めること。
- 三 安全・安心な医療の提供
- 1 医療安全対策の推進
- 医療事故やインシデント等の予防、院内感染症防止対策の徹底など、医療安全対策に取り組むこと。
- 2 適切な情報管理
- 情報資産の管理及びセキュリティ対策を徹底すること。
- 四 災害や公衆衛生上の緊急事態への対応

1 災害医療における緊急事態への対応

(一) 緊急事態において、県民から求められる医療ニーズに確実に対応すること。

(二) 災害に対する平時からの備えとして、危機管理対応力を確保すること。

2 公衆衛生上の緊急事態への対応

(一) 感染拡大時において、県民から求められる感染症医療を確実に提供すること。

(二) 院内感染の防止及び感染拡大時に備え、平時からの取組を行うこと。

五 医療に関する調査・研究の実施

新たな医療技術と医療水準の向上に貢献すること。

第四 業務運営の改善及び効率化に関する事項

一 業務運営体制の構築

患者に最適な医療を提供するため、病院運営に関する意思決定を主体的かつ迅速に行う組織づくりを進め、医療環境の変化に柔軟に対応できる業務運営体制を整備すること。

二 中期目標達成に向けた取組

中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる取組の実現に向けてPDCAサイクルによる目標管理を徹底すること。

三 効果的・効率的な業務運営

1 医療DXの推進により、医療の質の向上を図るとともに、業務の効率化を推進すること。

2 継続的な業務改善に取り組み、患者中心の医療を提供するとともに、業務の効率化を推進し、法人業務全般について経営資源の最適化を図ること。

3 弾力的な予算執行により、医療ニーズに迅速かつ柔軟に対応すること。

四 働きやすい勤務環境の整備

職員のワークライフバランスを推進するとともに、生産性の高い職場づくりなどにより、働き方改革の取組を推進すること。

第五 財務内容の改善に関する事項

一 収入の確保

1 診療報酬改定への速やかな対応を行うこと。

2 入院及び外来診療の効率的な運用等により、収入の確保に努めること。

二 費用の適正化

1 医療の質の向上を目指しつつ、職員全員がコスト意識を持った、効率的な業務運営を進めること。

2 病院の経営統合によるスケールメリットを活かした取組や適正な人件費比率の維持などにより、費用の適正化に努めること。

三 的確な投資の実施と効果の検証

必要性や採算性を踏まえた高度医療機器の更新・整備を行うとともに、投資効果の

検証と改善に取り組むこと。

第六 その他業務運営に関する事項

一 法令・社会規範の遵守

関係法令を遵守するなど、職員の行動規範と倫理を確立するとともに、病院機構の業務運営の透明性の確保に努めること。

二 県立安芸津病院の耐震化

患者予測や周辺の医療機関等の状況も踏まえ、地域に必要な医療提供体制を維持していくため、耐震化対応の具体化に取り組むこと。

三 地域社会への貢献

蓄積された専門医療に関する情報及び各病院の取組について情報発信を行い、地域に開かれた病院づくりに努めること。

(提案理由)

地方独立行政法人広島県立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を定めることについて、県議会の議決を求める。

県第百十四号議案

地方独立行政法人広島県立病院機構に承継させる
権利を定めることについて

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十六条第一項の規定により、次のとおり地方独立行政法人広島県立病院機構に承継させる権利を定めることについて、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第十八条の規定により、県議会 の議決を求める。

令和六年十二月六日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

承継させる権利に係る財産の表示

一 土地

| 所在地 | 地積（㎡） | 価額（円） |
|--------------------|--------|---------------|
| 広島市南区宇品神田一丁目四六四番七 | 三三・〇〇 | 八、六四〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 広島市南区宇品神田一丁目四六四番一〇 | 二七七・〇〇 | |
| 広島市南区宇品神田一丁目四六五番三 | 三六六・〇〇 | |
| 広島市南区宇品神田一丁目四六六番三 | 四八二・〇〇 | |
| 広島市南区宇品神田一丁目四六七番三 | 四九九・〇〇 | |
| 広島市南区宇品神田一丁目四六八番三 | 六五一・〇〇 | |
| 広島市南区宇品神田一丁目四六九番三 | 六五一・〇〇 | |
| 広島市南区宇品神田一丁目四七〇番三 | 六五一・〇〇 | |
| 広島市南区宇品神田一丁目四七一番三 | 六五一・〇〇 | |
| 広島市南区宇品神田一丁目四七二番三 | 六四七・〇〇 | |
| 広島市南区宇品神田一丁目四七三番三 | 六五一・〇〇 | |
| 広島市南区宇品神田一丁目四七四番三 | 六五一・〇〇 | |
| 広島市南区宇品神田一丁目四七五番三 | 六五一・〇〇 | |
| 広島市南区宇品神田一丁目四七六番七 | 六四七・〇〇 | |
| 広島市南区宇品神田一丁目四七七番三 | 六四七・〇〇 | |
| 広島市南区宇品神田一丁目四七八番三 | 六四七・九三 | |

| | |
|------------------------|----------|
| 広島市南区宇品神田一丁目四七 九番三 | 六五一・二三 |
| 広島市南区宇品神田一丁目四八 〇番三 | 六五一・二三 |
| 広島市南区宇品神田一丁目四八 一番三 | 六四七・九三 |
| 広島市南区宇品神田一丁目四八 二番三 | 五一五・七〇 |
| 広島市南区宇品神田一丁目四八 二番一三 | 二三・一四 |
| 広島市南区宇品神田一丁目四八 三番一 | 九二・五六 |
| 広島市南区宇品神田一丁目四八 四番一二 | 七二・七二 |
| 広島市南区宇品神田一丁目四七 七番七 | 四五九・〇〇 |
| 広島市南区宇品神田一丁目六九 三番二 | 三八〇・〇〇 |
| 広島市南区宇品神田一丁目六九 四番二 | 四六六・〇〇 |
| 広島市南区宇品神田一丁目六九 五番一 | 九四二・〇〇 |
| 広島市南区宇品神田一丁目六九 六番一 | 九六一・〇〇 |
| 広島市南区宇品神田一丁目六九 七番一 | 九六一・〇〇 |
| 広島市南区宇品神田一丁目六九 八番一 | 六九一・〇〇 |
| 広島市南区宇品神田一丁目六九 九番一 | 九六一・〇〇 |
| 〇番一 | 九六一・〇〇 |
| 広島市南区宇品神田一丁目七〇 一番一 | 九六一・〇〇 |
| 広島市南区宇品神田一丁目七〇 二番一 | 九六一・〇〇 |
| 広島市南区宇品神田一丁目七〇 三番一 | 六九一・〇〇 |
| 広島市南区宇品神田一丁目七〇 四番一 | 九六一・〇〇 |
| 広島市南区宇品神田一丁目七〇 五番一 | 九六一・〇〇 |
| 広島市南区宇品神田一丁目七〇 六番一 | 一、三八一・〇〇 |
| 広島市南区宇品神田一丁目七〇 六番二 | 八六六・〇〇 |
| 広島市南区宇品東一丁目九二五 番一 | 四一七・〇〇 |
| 広島市南区宇品東一丁目九二六 番一 | 七〇〇・〇〇 |

四五二、〇〇〇、
〇〇〇

| | | |
|-----------------------|----------|-------------|
| 広島市南区宇品東一丁目九二七番一 | 五五八・〇〇 | |
| 広島市南区宇品御幸二丁目四一八番四 | 二、六八二・七〇 | 九九〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 広島市南区宇品神田二丁目六六七番二三 | 三三七・〇四 | 一二二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 広島市南区宇品神田二丁目六六七番三五 | 一五四・五三 | |
| 東広島市安芸津町三津字中河原四三八一番一 | 二、一三五・四〇 | 一四六、〇〇〇、〇〇〇 |
| 東広島市安芸津町三津字中河原四三八三番一 | 五〇二・〇〇 | |
| 東広島市安芸津町三津字中河原四三八八番 | 四九四・〇〇 | |
| 東広島市安芸津町三津字中河原四三八八番 | 二、六四〇・六〇 | |
| 東広島市安芸津町三津字上河原四三七五番一四 | 三三四・八一 | 六、六九〇、〇〇〇 |
| 東広島市安芸津町三津字東石指四六七九番五 | 四四三・七一 | 九、三六〇、〇〇〇 |
| 東広島市安芸津町三津字東石指四六七七番七 | 一七四・六一 | 三、七〇〇、〇〇〇 |
| 東広島市安芸津町三津字竜王四四九九番一 | 三九四・六四 | 六、八二〇、〇〇〇 |
| 東広島市安芸津町風早字新開三一六五番二 | 一、〇二一・三八 | 一六、五〇〇、〇〇〇 |

二 建物

| 病院名 | 所在地 | 施設名称 | 延床面積(㎡) | 価額(円) |
|--------|--------------|------------|-----------|---------------|
| 県立広島病院 | 広島市南区宇品神田一丁目 | 中央棟 | 五三、七五六・三四 | 七、八六八、〇〇〇、〇〇〇 |
| | | 南棟 | | 〇〇〇 |
| | | 東棟 | | 〇〇〇 |
| | | 渡り廊下 | | 〇〇〇 |
| | | 北棟 | 四、三五七・五九 | 一一六、二〇〇、〇〇〇 |
| | | 管理棟 | 二、七八二・八五 | 一五七、九〇〇、〇〇〇 |
| | | 新東棟 | 四、二九三・九六 | 一、〇二四、〇〇〇、〇〇〇 |
| | | 臨時診察室 | 六四・四六 | 一八、一〇〇、〇〇〇 |
| | | 保育所 | 三三四・四〇 | 一九、三〇〇、〇〇〇 |
| | | ボンベ庫 | 五・九五 | 二五〇、〇〇〇 |
| | | 車庫 | 六五・八二 | 一、五〇〇、〇〇〇 |
| | | ポンプ室 | 一七・〇〇 | 九〇、〇〇〇 |
| | | ガバナールーム | 四〇・二九 | 一 |
| | | ゴミ置場 | 一五・一八 | 九五〇、〇〇〇 |
| 守衛室 | 二・七〇 | 三四、〇〇〇 | | |
| 看護師宿舎 | 六三四・五六 | 八二、五〇〇、〇〇〇 | | |

| | | | | | | | | | |
|-----|-----------------|-----------------|--------|-----------|---------|--------|--------|---------|------------|
| | | | | | | | | 県立安芸津病院 | |
| 品神田 | 二丁目 | 広島市 | 南区宇品御幸 | 二丁目 | 東広島市 | 市安芸津町三 | 津 | 東広島市 | 早津町風 |
| | 医療従事者 宿舎 | 新棟 | 本館 | 車庫 | ゴミ置場 | 院長公舎 | 医師公舎1 | 倉庫 | 医師公舎2 |
| | | | | | | | | | 医師公舎3 |
| | | | | | | | | | 職員公舎 |
| | 二、三六五・八六 | 一一、二四七・八〇 | | 六四・三五 | 二四・七〇 | 八三・八一 | 三二九・〇一 | 一八・七二 | 二一七・一七 |
| | 三二八、五〇〇、 〇〇〇 | 五九三、九〇〇、 〇〇〇 | | 一、八〇〇、〇〇〇 | 三五〇、〇〇〇 | | | | 二一、一四〇、〇〇〇 |
| | | | | | | | | | 三六九・三九 |
| | | | | | | | | | 三三二・九四 |
| | | | | | | | | | 三六、一〇〇、〇〇〇 |

三 前二項に掲げるもののほか、令和七年三月三十一日における広島県病院事業会計に係る公有財産（土地及び建物を除く。）、物品及び債権

(提案理由)

地方独立行政法人広島県立病院機構に承継させる権利を定めることについて、県議会の議決を求める。